裁判所職員の定員に関する根拠法令

	裁判所法 （昭和22年 4月16日法律第59号）	裁判所職員定員法 （昭和26年 3月30日法律第53号）	合計
裁判官	（第５条） 最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官　１人 最高裁判所判事　１４人		
裁判官	（第５条） 下級裁判所の裁判官 （員数は別に法律で定める）	（第１条） 高等裁判所長官 …… ８人 判事 …… ２，１５５人 判事補 …… ８４２人 簡易裁判所判事 …… ８０６人 （計３，８１１人）	３，８２６人
一般職	（第６５条の２） 裁判官以外の裁判所の職員 …… （員数等は別に法律で定める）	（第２条） ２１，６６６人	２１，６６６人
合計	１５人	２５，４７７人	２５，４９２人

（注）　令和７年改正後

裁判所職員定員法改正に必要な経費

区　　分		員 数 (人)	人件費 (千円)	物件費 (千円)	計 (千円)
一般職	増員分　(※)	12	[104,924] 103,575	－ －	[104,924] 103,575
	定員合理化等分 (※)	△ 138	△ 1,242,071	－	△ 1,242,071
計		△ 126	[△ 1,137,147] △ 1,138,496	－ －	[△ 1,137,147] △ 1,138,496

[ ] 内の金額は、平年度化して計算した金額である。

※　速記官から家裁調査官への振替分を含む。

下級裁判所の裁判官の定員・現在員等内訳
（官職別）

年度＼区分		高裁長官	判事	判事補	簡裁判事
平成28年度	定員	8	1,985	1,000	806
	現在員	8	1,958	794	773
	欠員	0	27	206	33
平成29年度	定員	8	2,035	977	806
	現在員	8	1,946	813	743
	欠員	0	89	164	63
平成30年度	定員	8	2,085	952	806
	現在員	8	1,972	779	712
	欠員	0	113	173	94
令和元年度	定員	8	2,125	927	806
	現在員	8	1,996	779	686
	欠員	0	129	148	120
令和2年度	定員	8	2,155	897	806
	現在員	8	2,027	747	667
	欠員	0	128	150	139
令和3年度	定員	8	2,155	897	806
	現在員	8	2,046	715	657
	欠員	0	109	182	149
令和4年度	定員	8	2,155	857	806
	現在員	8	2,066	681	646
	欠員	0	89	176	160
令和5年度	定員	8	2,155	842	806
	現在員	8	2,078	676	626
	欠員	0	77	166	180
令和6年度	定員	8	2,155	842	806
	現在員	8	2,057	673	647
	欠員	0	98	169	159
令和7年度	定員	8	2,155	842	806
	現在員	8	2,076	660	642
	欠員	0	79	182	164

＊　現在員は12月1日現在である。

1　地裁判事、判事補で簡裁判事を兼ねている者の数

（令和７年１２月１日現在）

判　　事	１，２５０人
判　事　補	３０８人
合　　計	１，５５８人

2　地裁判事、判事補で家裁判事、判事補を兼ねている者の数

（令和７年１２月１日現在）

判　　事	６７３人
判　事　補	３４８人
合　　計	１，０２１人

裁判所職員の官職別定員・現在員等内訳

年度	官職	裁判官					裁判官以外の裁判所職員							
		最高裁長官 最高裁判事 高裁長官	判事	判事補	簡裁判事	合計	秘書官	書記官	家裁調査官（補）	事務官	速記官	その他	行二職員	合計
平成28年度	定員	23	1,985	1,000	806	3,814	23	9,810	1,596	9,317	220	326	626	21,918
	現在員	23	1,958	794	773	3,548	23	9,747	1,566	9,246	195	239	534	21,550
平成29年度	定員	23	2,035	977	806	3,841	23	9,834	1,596	9,334	215	326	555	21,883
	現在員	23	1,946	813	743	3,525	23	9,776	1,567	9,284	193	238	487	21,568
平成30年度	定員	23	2,085	952	806	3,866	23	9,853	1,596	9,346	213	326	491	21,848
	現在員	23	1,972	779	712	3,486	23	9,785	1,564	9,296	187	233	440	21,528
令和元年度	定員	23	2,125	927	806	3,881	23	9,868	1,596	9,370	211	326	441	21,835
	現在員	23	1,996	779	686	3,484	23	9,794	1,563	9,341	177	230	402	21,530
令和2年度	定員	23	2,155	897	806	3,881	23	9,876	1,596	9,384	209	326	404	21,818
	現在員	23	2,027	747	667	3,464	23	9,824	1,574	9,330	167	224	368	21,510
令和3年度	定員	23	2,155	897	806	3,881	23	9,878	1,596	9,392	207	326	379	21,801
	現在員	23	2,046	715	657	3,441	23	9,803	1,579	9,385	159	218	332	21,499
令和4年度	定員	23	2,155	857	806	3,841	23	9,878	1,598	9,384	205	326	361	21,775
	現在員	23	2,066	681	646	3,416	23	9,771	1,574	9,320	149	208	297	21,342
令和5年度	定員	23	2,155	842	806	3,826	23	9,878	1,598	9,376	200	326	343	21,744
	現在員	23	2,078	676	626	3,403	23	9,754	1,580	9,278	139	209	259	21,242
令和6年度	定員	23	2,155	842	806	3,826	23	9,878	1,598	9,368	195	326	325	21,713
	現在員	23	2,057	673	647	3,400	23	9,737	1,581	9,359	130	202	228	21,260
令和7年度	定員	23	2,155	842	806	3,826	23	9,878	1,603	9,353	190	312	307	21,666
	現在員	23	2,076	660	642	3,401	23	9,675	1,596	9,337	123	197	196	21,147

年度	官職	その他				
		教官	裁判所調査官	技官	医療職員	合計
令和7年度	定員	42	41	105	124	312
	現在員	26	26	102	43	197

＊ 現在員は12月1日現在である。

裁判官の号別在職状況

（令和7年12月1日現在）

区分				認証官	判事	判事補	簡易裁判所判事	合計
最高裁判所長官				1				1
最高裁判所判事				14				14
東京高等裁判所長官				1				1
その他の高等裁判所長官				7				7
判事	1				137			137
	2				179			179
	3	簡易裁判所判事	特		390		10	400
	4		1		623		20	643
	5		2		287		188	475
	6		3		258		236	494
	7		4		141		151	292
	8				75			75
判事補			5				20	20
	1		6			163	3	166
	2		7			67		67
	3		8			62		62
	4		9			54		54
	5		10			69		69
	6		11			74		74
	7		12			80		80
	8		13			1		1
	9		14			90		90
補	10		15					0
	11		16					0
	12		17					0
合計				23	2,090	660	628	3,401

裁判官の年齢階層・男女別在職状況

年齢／年度	29歳以下		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合　計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成28年度	174	87	564	290	631	222	758	119	666	37	2,793	755
平成29年度	162	84	566	288	643	228	721	131	668	34	2,760	765
平成30年度	148	75	544	281	667	234	693	137	661	46	2,713	773
令和元年度	153	64	529	285	657	239	682	147	676	52	2,697	787
令和2年度	146	69	511	265	670	256	648	149	694	56	2,669	795
令和3年度	147	73	483	255	667	267	642	159	686	62	2,625	816
令和4年度	153	69	434	247	668	279	667	164	665	70	2,587	829
令和5年度	152	76	418	229	661	283	672	176	666	70	2,569	834
令和6年度	150	85	402	225	651	276	681	189	666	75	2,550	850
令和7年度	165	96	377	212	619	281	675	204	692	80	2,528	873

（最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官を含む。）

司法修習生考試に関する資料

実施年度	修習期	応試者数	合格者数	不合格者数		修習終了者数
平成27年	68	1,799	1,766	33	1.83%	1,766
平成28年	69	1,816	1,762	54	2.97%	1,762
平成29年	70	1,579	1,563	16	1.01%	1,563
平成30年	71	1,533	1,517	16	1.04%	1,517
令和元年	72	1,495	1,487	8	0.54%	1,487
令和2年	73	1,479	1,468	11	0.74%	1,468
令和3年	74	1,463	1,458	5	0.34%	1,458
令和4年	75	1,331	1,325	6	0.45%	1,325
令和5年	76	1,397	1,391	6	0.43%	1,391
令和6年	77	1,836	1,826	10	0.54%	1,826

令和６年司法修習終了者進路区分

第７７期

終了者数	進路			
	判事補	検事	弁護士	その他
1,826 (532)	90 (36)	82 (28)	1,455 (407)	199 (61)

注(1)　（　）は女性の数で、内数である。
　(2)　修習終了直後の数による。

第７７期司法修習終了者の裁判官志望者数等について

裁判官志望者数

司法修習生採用時 （令和６年３月２１日）	判事補志望締切時 （令和７年１月２４日）
182	92

裁判官任官者数

裁判官	90

裁判官任官者の年齢　　（任官時現在）

最年少	23
最年長	31
平均年齢	25.8

司法修習資金（及び平成 29 年度から実施の修習専念資金）の貸与申請者数、貸与金額別内数及び貸与率（平成 27 年度～令和 6 年度）

○　平成 27 年度（第 69 期）
- 貸与申請者数：1,205 名
- 第 69 期司法修習生数：1,787 名
  →貸与申請率：約 67.43%
- 貸与申請額内訳
  18 万円：51 名
  23 万円：894 名
  25 万 5 千円（住居加算）：207 名
  25 万 5 千円（扶養加算）：28 名
  28 万円：25 名

○　平成 28 年度（第 70 期）
- 貸与申請者数：993 名
- 第 70 期司法修習生数：1,530 名
  →貸与申請率：約 64.90%
- 貸与申請額内訳
  18 万円：33 名
  23 万円：847 名
  25 万 5 千円（住居加算）：78 名
  25 万 5 千円（扶養加算）：27 名
  28 万円：8 名

○　平成 29 年度（第 71 期）
- 貸与申請者数：543 名
- 第 71 期司法修習生数：1,516 名
  →貸与申請率：約 35.82%
- 貸与申請額内訳
  10 万円：515 名
  12 万 5 千円（扶養加算）：28 名

○　平成 30 年度（第 72 期）
- 貸与申請者数：499 名
- 第 72 期司法修習生数：1,482 名
  →貸与申請率：約 33.67%
- 貸与申請額内訳
  10 万円：475 名

12万5千円（扶養加算）：24名

○　令和元年度（第73期）
・貸与申請者数：598名
・第73期司法修習生数：1,473名
→貸与申請率：約40.60%
・貸与申請額内訳
10万円：565名
12万5千円（扶養加算）：33名

○　令和２年度（第74期）
・貸与申請者数：629名
・第74期司法修習生数：1,456名
→貸与申請率：約43.20%
・貸与申請額内訳
10万円：595名
12万5千円（扶養加算）：34名

○　令和３年度（第75期）
・貸与申請者数：526名
・第75期司法修習生数：1,328名
→貸与申請率：約39.61%
・貸与申請額内訳
10万円：491名
12万5千円（扶養加算）：35名

○　令和４年度（第76期）
・貸与申請者数：611名
・第76期司法修習生数：1,393名
→貸与申請率：約43.86%
・貸与申請額内訳
10万円：557名
12万5千円（扶養加算）：54名

○　令和５年度（第77期）
・貸与申請者数：949名
・第77期司法修習生数：1,830名
→貸与申請率：約51.86%
・貸与申請額内訳
10万円：895名

12万5千円（扶養加算）：54名

○　令和6年度（第78期）
・貸与申請者数：918名
・第78期司法修習生数：1,553名
→貸与申請率：約59.11%
・貸与申請額内訳
10万円：866名
12万5千円（扶養加算）：52名

※　司法修習生採用発令日現在（平成28年度は採用発令日が日曜日のため翌日）で集計
※　各期の貸与申請者数は貸与申請後に撤回した者を含めない数である。
※　各期の貸与申請額内訳は貸与申請額を変更した者については変更後の貸与申請額の数である。
※　各期の司法修習生数については、再採用者を含まない数である。

裁判実務に携わっていない裁判官数

令和７年１２月１日現在

		判　事	判事補	合　計
最高裁事務総局	局　　長	6		6
	デジタル審議官	1		1
	課　長　等	25		25
	局　付　等	36	6	42
研修所（所長・教官等）		45		45
高等裁判所事務局長		8		8
合　　計		121	6	127

最高裁判所の裁判所調査官については、上告審の裁判実務に関与していることから、除外した。

最高裁判所調査官の数

平成２８年	３９
平成２９年	３９
平成３０年	３９
令和　元年	３９
令和　２年	３９
令和　３年	３９
令和　４年	３９
令和　５年	３９
令和　６年	３８
令和　７年	３８（人）

行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表

（令和7年12月1日現在）

省庁名等	数	官職名	数
内閣官房	1	副長官補付	1
内閣法制局	2	参事官	2
内閣府	1	再就職等監視委員会再就職等監察官	1
公正取引委員会	2	事務総局審判官	2
金融庁	8	審判官	2
		総合政策局総合政策課課長補佐	1
		企画市場局総務課課長補佐	1
		企画市場局企業開示課課長補佐	1
		証券取引等監視委員会事務局次長	1
		証券取引等監視委員会事務局証券調査官	1
		証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐	1
デジタル庁	2	統括官付参事官	1
		統括官付参事官付企画官	1
総務省	3	自治行政局行政課課長補佐	1
		総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課課長補佐	1
		行政不服審査会事務局総務課課長補佐	1
公害等調整委員会	3	事務局審査官	2
		事務局特別専門官	1
法務省	104	大臣官房政策立案総括審議官	1
		大臣官房審議官	2
		大臣官房参事官	4
		大臣官房付	1
		大臣官房会計課長	1
		大臣官房国際課付	1
		大臣官房司法法制部長	1
		大臣官房司法法制部参事官	1
		大臣官房司法法制部付	3
		民事局長	1
		民事局総務課長	1
		民事局民事第一課長	1
		民事局民事第二課長	1
		民事局民事法制管理官	1
		民事局参事官	7
		民事局付	20
		刑事局付	2
		人権擁護局付	1
		訟務局長	1
		訟務局訟務企画課長	1
		訟務局民事訟務課長	1
		訟務局行政訟務課長	1
		訟務局付	18
		法務総合研究所教官	4
		法務局長	1
		法務局訟務部長	6
		法務局訟務部付	21

省庁名等	数	官職名	数
外務省	11	総合外交政策局安全保障政策課課長補佐	1
		総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室課長補佐	1
		北米局北米第二課課長補佐	1
		国際法局課長補佐	1
		領事局政策課ハーグ条約室課長補佐	1
		在中華人民共和国日本国大使館二等書記官	1
		在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官	1
		在カナダ日本国大使館二等書記官	1
		在ストラスブール日本国総領事館領事	1
		国際連合日本政府代表部二等書記官	1
		在ジュネーブ国際機関日本政府代表部二等書記官	1
財務省	1	国際局開発政策課課長補佐	1
国税庁	6	国税不服審判所長	2
		国税不服審判所国税審判官	4
文部科学省	3	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長	1
		研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室事務官	2
厚生労働省	1	大臣官房総務課法務専門官	1
中央労働委員会	2	事務局特別専門官	2
農林水産省	2	大臣官房法務支援室長	1
		輸出・国際局知的財産課首席審判官	1
経済産業省	2	経済産業政策局産業資金課長補佐（法令担当）	1
		貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課特殊関税等調査室長補佐（国際法規等調査担当）	1
資源エネルギー庁	1	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐（訟務担当）	1
国土交通省	2	大臣官房法務支援室長	1
		鉄道局国際課長補佐	1
衆議院法制局	2	参事	2
国立国会図書館	1	参事	1
預金保険機構	3	参与	3
日本司法支援センター	1	本部第二事業部国選弁護課長	1
派遣	2	インドネシア共和国法務省（ジャカルタ首都特別州）派遣	1
		カンボジア王国司法省（プノンペン市）派遣	1
計	166		166

行政機関等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職及び数

（令和７年１２月１日現在）

機関・官職名	人　数
国家公務員倫理審査会会長	1
公益認定等委員会委員	1
再就職等監視委員会委員長	1
退職手当審査会会長	1
政府調達苦情検討委員会委員長	1
公正取引委員会委員	1
国家公安委員会委員	1
行政不服審査会会長	1
情報公開・個人情報保護審査会会長	1
情報公開・個人情報保護審査会会長代理	1
国地方係争処理委員会委員長	1
国地方係争処理委員会委員	1
電気通信紛争処理委員会委員長	1
公害等調整委員会委員長	1
公害等調整委員会委員	1
中央更生保護審査会委員長	1
公安審査委員会委員長	1
難民審査参与員	8
関税等不服審査会委員	1
原子力損害賠償紛争審査会会長代理	1
原子力損害賠償紛争審査会委員	1
労働保険審査会会長	1
労働保険審査会委員	1
社会保険審査会委員長	1
社会保険審査会委員	1
ハンセン病元患者家族補償金認定審査会会長	1
中央労働委員会会長代理	1
旧優生保護法補償金等認定審査会会長	1
旧優生保護法補償金等認定審査会会長代理	1
中央建設工事紛争審査会会長	1
中央建設工事紛争審査会委員	1
公害健康被害補償不服審査会会長	1
公害健康被害補償不服審査会委員	1

（注）　裁判所において判明しているもののみ（非常勤を含む。）計上した。
「行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表」に記載したものについては、計上していない。

裁判官と検察官の人事交流

年度	判→検（人）	うち訟務検事	うち捜査公判担当	うち 行政省庁別内訳	検→判（人）	うち訟務検事	うち捜査公判担当	うち 行政省庁別内訳
平成28年	52	19	0	内閣２、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、総務省２、公害等調整委員会１、行政不服審査会１、法務省１４、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、経済産業省２、文部科学省１	43	12	0	内閣２、公正取引委員会１、金融庁３、証券取引等監視委員会１、総務省２、公害等調整委員会１、法務省１３、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、経済産業省２、文部科学省１、厚生労働省１
平成29年	59	17	0	再就職等監視委員会１、公正取引委員会１、金融庁５、証券取引等監視委員会３、総務省１、公害等調整委員会２、法務省１４、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省２、厚生労働省１、中央労働委員会２、農林水産省１、国土交通省１	56	17	0	公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会３、総務省１、公害等調整委員会２、法務省１４、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省２、中央労働委員会２、農林水産省１、国土交通省１
平成30年	54	20	0	内閣２、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、総務省１、行政不服審査会１、法務省１６、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、文部科学省１、経済産業省３	46	20	0	内閣２、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、総務省１、行政不服審査会１、法務省９、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、文部科学省１、経済産業省２
令和元年	59	18	0	内閣１、公正取引委員会１、金融庁５、証券取引等監視委員会３、公害等調整委員会２、法務省１５、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省１、厚生労働省１、中央労働委員会２、農林水産省１、国土交通省１	56	17	0	公正取引委員会１、証券取引等監視委員会３、金融庁５、公害等調整委員会２、法務省１４、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省１、厚生労働省１、中央労働委員会２、農林水産省１、国土交通省１
令和２年	52	15	0	内閣１、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、総務省３、公害等調整委員会１、法務省１８、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、中央労働委員会１、経済産業省３	50	15	0	内閣２、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、総務省３、公害等調整委員会１、法務省１５、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、中央労働委員会１、経済産業省３
令和３年	50	14	0	内閣２、再就職等監視委員会１、公正取引委員会１、金融庁６、証券取引等監視委員会３、公害等調整委員会１、法務省８、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省２、厚生労働省１、中央労働委員会１、農林水産省１、国土交通省１	51	14	0	内閣１、再就職等監視委員会１、公正取引委員会１、金融庁６、証券取引等監視委員会３、公害等調整委員会１、法務省１０、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省２、厚生労働省１、中央労働委員会１、農林水産省１、国土交通省１
令和４年	56	18	0	内閣１、公正取引委員会１、金融庁３、総務省３、公害等調整委員会２、法務省１８、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、文部科学省１、文化庁１、中央労働委員会１、経済産業省３	59	19	0	内閣１、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、総務省３、公害等調整委員会２、法務省１９、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、文部科学省１、中央労働委員会１、経済産業省３
令和５年	52	14	0	内閣１、再就職等監視委員会１、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会３、公害等調整委員会１、法務省１３、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省２、厚生労働省１、中央労働委員会１、農林水産省１、国土交通省１	52	14	0	内閣１、再就職等監視委員会１、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会３、総務省１、公害等調整委員会１、法務省１１、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省２、厚生労働省１、中央労働委員会１、農林水産省２、国土交通省１
令和６年	55	20	0	内閣１、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、デジタル庁２、総務省３、公害等調整委員会１、法務省１２、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、文部科学省１、中央労働委員会１、農林水産省１、経済産業省３	55	20	0	内閣１、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会１、デジタル庁１、総務省３、公害等調整委員会１、法務省１３、外務省２、財務省１、国税不服審判所１、文部科学省１、中央労働委員会１、農林水産省１、経済産業省３
令和７年	59	19	0	再就職等監視委員会１、公正取引委員会１、金融庁２、証券取引等監視委員会２、公害等調整委員会１、法務省２１、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省１、厚生労働省１、中央労働委員会１、国土交通省１	59	19	0	再就職等監視委員会１、公正取引委員会１、金融庁４、証券取引等監視委員会２、公害等調整委員会１、法務省１７、外務省３、国税不服審判所５、文部科学省１、厚生労働省１、中央労働委員会１、農林水産省１、国土交通省２

（注）各年度は１２月３１日現在、令和７年度は１２月１日現在である。

裁判官の外部研修の概要（令和７年度）

1　民間企業

(1)　報道機関（約１０日間）

派遣先　読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、日本経済新聞社、共同通信社、時事通信社、産経新聞社、日本放送協会

派遣数　９名（各社１名。日本放送協会のみ２名）

(2)　民間企業・長期（１年間）

派遣先　日本郵船株式会社　外８社

派遣数　計９名（各社１名）

(3)　日本銀行（１年間）

派遣数　１名

(4)　民間研究機関

派遣先　２１世紀政策研究所（１年間）

派遣数　１名

2　行政機関

(1)　行政官庁（２年間）

名称　公正取引委員会事務総局、金融庁、外務省、厚生労働省、国土交通省

人数　計８名（公正取引委員会事務総局、厚生労働省及び国土交通省各１名、金融庁に２名、外務省に３名）

(2)　在外公館（２年間）

名称　在ストラスブール日本国総領事館、国際連合日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

人数　計３名（各１名）

法科大学院に教員派遣した裁判官数（令和７年度）

派　遣　校	３０校
派遣裁判官	５１人

1　弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数

年　　度		平28	29	30	令元	2	3	4	5	6	7
任官者		3 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	4 (1)	3 (0)	0 (0)	4 (4)	1 (0)	3 (2)
内訳	判　事	3 (2)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	3 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	3 (2)
	判事補	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)

注）（ ）内は、民事調停官・家事調停官から裁判官への任官者数（弁護士任官制度による任官者数の内数）である。
注）令和7年度は12月1日現在である。

2　任官時配属先

高裁判事　　18 人

地裁判事　　0 人

家裁判事　　0 人

地裁判事補　　5 人

調停官配置表

		民事調停官			家事調停官	総計
		地裁	簡裁	合計		
東京高裁	東京	13 (4)	10 (4)	23 (8)	17 (10)	40 (18)
	横浜		1	1	6 (3)	7 (3)
	川崎				1	1
	さいたま		1	1	4 (2)	5 (2)
	千葉		1	1	3 (2)	4 (2)
	水戸				1	1
	宇都宮				1 (1)	1 (1)
	前橋				1	1
	静岡				1 (1)	1 (1)
	長野				1	1
大阪高裁	大阪	4 (2)	3 (1)	7 (3)	13 (6)	20 (9)
	堺				1	1
	京都		1 (1)	1 (1)	4	5 (1)
	神戸		1	1	4 (1)	5 (1)
	奈良				1	1
	大津				1 (1)	1 (1)
名古屋高裁	名古屋		4 (1)	4 (1)	8 (4)	12 (5)
	岐阜				1 (1)	1 (1)
広島高裁	広島		1 (1)	1 (1)	3 (1)	4 (2)
	岡山				1	1
福岡高裁	福岡		2	2	4 (3)	6 (3)
	小倉				1 (1)	1 (1)
	熊本				1 (1)	1 (1)
仙台高裁	仙台		1	1	3 (2)	4 (2)
	福島				1	1
	盛岡				1	1
札幌高裁	札幌		1	1	4 (3)	5 (3)
高松高裁	高松		1	1	1	2
合計		17 (6)	28 (8)	45 (14)	89 (43)	134 (57)

（参考）
1 令和7年12月1日現在である。
2 ( )内は女性のうち数である。

特例判事補の人数

年 度	平28	29	30	令元	2	3	4	5	6	7
人 数	356	382	379	390	376	368	342	324	319	295

司法修習終了年・期別の判事補現員数及び特例判事補の数

司法修習終了年	司法修習期別	判事補の現員数	特例判事補の数
平成27年	68期	67	67
28年	69期	55	55
29年	70期	44	44
30年	71期	66	66
令和元年	72期	63	63

（令和7年12月1日現在）

判事補の弁護士職務経験制度による弁護士職務従事者数

弁護士職務従事期間	人数
平成２８年４月１日から同３０年３月３１日まで	１１人 （全員裁判官に復帰済み）
平成２９年４月１日から同３１年３月３１日まで	１２人 （全員裁判官に復帰済み）
平成３０年４月１日から令和２年３月３１日まで	１２人 （全員裁判官に復帰済み）
平成３１年４月１日から令和３年３月３１日まで	１４人 （全員裁判官に復帰済み）
令和２年４月１日から同４年３月３１日まで	１４人 （全員裁判官に復帰済み）
令和３年４月１日から同５年３月３１日まで	１３人 （全員裁判官に復帰済み）
令和４年４月１日から同６年３月３１日まで	１４人 （全員裁判官に復帰済み）
令和５年４月１日から同７年３月３１日まで	１０人 （全員裁判官に復帰済み）
令和６年４月１日から同８年３月３１日まで（予定）	１０人
令和７年４月１日から同９年３月３１日まで（予定）	１０人

○判事・判事補が常駐していない全国地家裁支部

さいたま地家裁秩父支部
千葉地家裁館山支部
千葉地家裁佐原支部
水戸地家裁麻生支部
前橋地家裁沼田支部
神戸地家裁柏原支部
和歌山地家裁御坊支部
金沢地家裁輪島支部
富山地家裁魚津支部
岡山地家裁新見支部
鳥取地家裁倉吉支部
松江地家裁益田支部
松江地家裁西郷支部
福岡地家裁八女支部
長崎地家裁平戸支部
長崎地家裁壱岐支部
大分地家裁佐伯支部
大分地家裁竹田支部
熊本地家裁山鹿支部
熊本地家裁阿蘇支部
鹿児島地家裁知覧支部
仙台地家裁登米支部
山形地家裁新庄支部
盛岡地家裁二戸支部
盛岡地家裁宮古支部
盛岡地家裁水沢支部
秋田地家裁本荘支部
青森地家裁五所川原支部
青森地家裁十和田支部
札幌地家裁滝川支部
札幌地家裁浦河支部
札幌地家裁岩内支部
函館地家裁江差支部
旭川地家裁名寄支部
旭川地家裁紋別支部
旭川地家裁留萌支部
旭川地家裁稚内支部
釧路地家裁網走支部
釧路地家裁根室支部
高松地家裁観音寺支部
徳島地家裁阿南支部
徳島地家裁美馬支部
高知地家裁須崎支部
高知地家裁安芸支部

※令和８年２月１日現在

裁判官の育児休業、介護休暇、配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率

1 育児休業

（1） 新規取得者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	31	33	23	43	31
女性	30	38	37	37	37

（2） 取得率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	36.9%	55.0%	41.8%	78.2%	67.4%
女性	100.0%	95.0%	100.0%	97.4%	102.8%

2 介護休暇取得者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	0	1	1	0	1
女性	0	0	0	1	1

3 配偶者同行休業新規取得者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	0	1	0	1	2
女性	1	3	2	4	1

裁判官の退官者数

	定　年	定年以外	合　計
平成28年度	41	51	92
平成29年度	81	57	138
平成30年度	79	58	137
令和元年度	67	46	113
令和２年度	72	51	123
令和３年度	70	66	136
令和４年度	84	63	147
令和５年度	65	67	132
令和６年度	70	64	134
令和７年度	64	45	109

令和７年度は見込みである。

裁判官分限事件数

	件数	結果
平成２８年度	０件	
平成２９年度	０件	
平成３０年度	２件	いずれも戒告
令和元年度	０件	
令和２年度	１件	戒告
令和３年度	０件	
令和４年度	０件	
令和５年度	０件	
令和６年度	０件	
令和７年度	０件	

注１　各年度（各年４月から翌年３月まで）中に分限事件についての決定がされた件数及びその結果を記載したもの
注２　令和７年度は令和７年４月から令和７年１２月までの分を記載している。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果

下級裁判所裁判官指名諮問委員会は第１回委員会が平成１５年６月９日に開催されて以来、昨年１２月５日までに計１２３回開催されている（平成１５年　計６回、平成１６年　計８回、平成１７年　計５回、平成１８年　計７回、平成１９年から平成２６年まで　各計５回、平成２７年　計６回、平成２８年から令和２年まで　各計５回、令和３年　計４回、令和４年　計６回、令和５年　計６回、令和６年　計４回、令和７年　計６回）。

昨年１月から１２月までの間において、最高裁判所から委員会に諮問された指名候補者は、司法修習生からの判事補任命候補者、再任及び判事任命候補者、弁護士からの任官候補者等の合計３５３人であった。委員会は、そのうち、本人からの取下げ等により答申に至らなかった者２人を除く合計３５１人について審議を行い、３４６人については指名するのを適と、５人については不適と答申した。

簡易裁判所判事の任命状況（令和７年度）

裁判所法４４条任命	６人
裁判所法４５条任命	３６人

経歴内訳

裁判官等	書記官	その他の裁判所職員	その他
６人	３４人	１人	１人

※令和７年１月から１２月までの合計

定員合理化計画への協力による減員数

<table>
<tr><th>計画次</th><th>年度</th><th>減員数</th><th>対象官職</th><th>内訳</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平成27年度以降の
定員合理化計画</td><td>28</td><td>71</td><td rowspan="2">技能労務職員</td><td rowspan="4">最高裁及び
下級裁判所</td></tr>
<tr><td>29</td><td>71</td></tr>
<tr><td>30</td><td>70</td><td rowspan="2">事務官
技能労務職員</td></tr>
<tr><td>令和元</td><td>70</td></tr>
<tr><td rowspan="5">令和2年度以降の
定員合理化計画</td><td>2</td><td>57</td><td rowspan="5">事務官
技能労務職員</td><td rowspan="4">最高裁及び
下級裁判所</td></tr>
<tr><td>3</td><td>56</td></tr>
<tr><td>4</td><td>65</td></tr>
<tr><td>5</td><td>65</td></tr>
<tr><td>6</td><td>70</td><td>下級裁判所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和7年度以降の
定員合理化計画</td><td>7</td><td>56</td><td>事務官
技能労務職員</td><td>下級裁判所</td></tr>
<tr><td>8(案)</td><td>56</td><td>事務官
技能労務職員</td><td>下級裁判所</td></tr>
</table>

裁判官以外の職員の官職別年齢階層・男女別人員

令和7年度

	秘書官		書記官		家裁調査官(補)		事務官	
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)
60歳以上	0	0	1,032	167	147	21	361	129
50歳以上59歳以下	0	1	2,110	1,019	164	182	1,683	1,082
40歳以上49歳以下	14	7	1,372	1,428	130	302	1,058	875
30歳以上39歳以下	0	1	787	854	91	230	569	796
20歳以上29歳以下	0	0	301	476	62	232	1,043	1,636
19歳以下	0	0	0	0	0	0	18	20

	速記官		その他		行(二)職員		合計	
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)
60歳以上	0	24	14	13	92	11	1,646	365
50歳以上59歳以下	0	74	61	37	75	17	4,093	2,412
40歳以上49歳以下	0	23	27	21	0	0	2,601	2,656
30歳以上39歳以下	0	0	17	6	0	0	1,464	1,887
20歳以上29歳以下	0	0	3	0	0	0	1,409	2,344
19歳以下	0	0	0	0	0	0	18	20

裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所生の数

令和７年度　４６１人（うち女性２６５人）

（入所前官職の内訳）事務官等から入所　４６１人

速記官から入所　０人

裁判所書記官任官者の数

令和７年度

裁判所書記官養成課程修了による裁判所書記官任官者

３２０人（うち女性１９２人）

任用試験合格による裁判所書記官任官者

５５人（うち女性　３０人）

裁判所書記官任官者合計

３７５人（うち女性２２２人）

（任官前官職の内訳）事務官等から任官　３７５人

速記官から任官　０人

裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程入所生の数

令和７年度　　１１１人　（うち女性　　９２人）

研修を経て家庭裁判所調査官として任官した者の数

令和７年度　　４９人　（うち女性　　３９人）

他省庁等から裁判所への出向者数、裁判所から他省庁等への出向者数（機関別）
（令和７年度）

１　裁判所に勤務する者のうち、行政省庁等の職員出身者数（機関別）

人事院	１人
国税庁	４人
特許庁	１９人
国土交通省	１人

２　行政省庁等に勤務する者のうち、裁判所職員出身者数（機関別）

衆議院	１人
参議院	１人
裁判官訴追委員会	２人
裁判官弾劾裁判所	１人
人事院	１人
公正取引委員会	１人
金融庁	２人
デジタル庁	６人
公害等調整委員会	２人
外務省	１人
東京国税不服審判所	２人
関東信越国税不服審判所	１人
大阪国税不服審判所	１人
名古屋国税不服審判所	１人
広島国税不服審判所	１人
文部科学省（原子力損害賠償紛争和解仲介室）	３人
国土交通省	１人
預金保険機構	２人
日本司法支援センター	３人

裁判官以外の職員の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率

1 育児休業

（1） 新規取得者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	184	202	216	206	205
女性	387	307	305	302	276

（2） 取得率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	62.4%	71.6%	84.7%	82.4%	89.5%
女性	100.0%	100.0%	99.7%	99.7%	100.7%

2 介護休暇取得者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	11	10	10	18	13
女性	21	22	22	28	25

3 配偶者同行休業新規取得者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	0	0	0	0	0
女性	2	10	4	6	11

裁判官以外の職員の退職者数

	定　年	定年以外	合　計
平成28年度	287	553	840
平成29年度	340	577	917
平成30年度	441	610	1,051
令和元年度	471	609	1,080
令和2年度	487	613	1,100
令和3年度	532	607	1,139
令和4年度	566	595	1,161
令和5年度	124	677	801
令和6年度	583	667	1,250
令和7年度	135	590	725

※令和７年度は見込みである。

1　裁判官以外の職員の臨時的任用者数

平成２８年	２８７人
平成２９年	２７７人
平成３０年	３１２人
平成３１年（令和元年）	３１１人
令和　２年	３１７人
令和　３年	２９４人
令和　４年	２９８人
令和　５年	２９３人
令和　６年	３１４人
令和　７年	３５６人

（注）いずれも１月１日～１２月３１日の期間に育休を開始した職員の代替として臨時的任用及び任期付採用を開始した人員数である。

2　裁判官以外の職員の再任用者数

平成２８年度	６９３人
平成２９年度	７３７人
平成３０年度	７７９人
令和　元年度	９０４人
令和　２年度	１０１３人
令和　３年度	１１２９人
令和　４年度	１２８８人
令和　５年度	１４５１人
令和　６年度	１１６１人
令和　７年度	１１７５人

（注）暫定再任用短時間勤務職員は含まない。

執行官の数（所属庁別）

庁名＼年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全国	370	338	318	286	270	259	258	246	245	238
東京	30	25	25	22	21	20	20	20	20	20
横浜	18	17	17	16	15	14	15	15	15	14
さいたま	17	15	13	12	12	12	12	11	11	10
千葉	17	16	15	14	14	13	13	12	12	12
水戸	9	9	9	8	8	7	6	6	6	5
宇都宮	7	6	6	5	4	4	4	4	4	4
前橋	7	6	6	6	6	6	5	4	4	4
静岡	10	9	9	8	8	8	8	7	7	7
甲府	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
長野	7	6	6	6	5	5	5	4	4	4
新潟	6	5	5	5	5	5	5	5	5	4
大阪	28	28	23	22	22	21	22	21	21	21
京都	8	8	6	5	5	5	5	5	5	5
神戸	18	16	15	13	12	11	11	11	11	10
奈良	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
大津	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
和歌山	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
名古屋	16	13	12	12	11	11	12	11	11	11
津	6	4	5	5	4	4	4	4	4	4
岐阜	6	5	4	3	4	4	3	3	3	3
福井	3	3	2	2	2	2	3	2	2	2
金沢	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
富山	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
広島	8	7	7	6	5	4	4	4	4	4
山口	5	5	5	5	5	4	4	3	3	3
岡山	5	5	5	5	4	4	3	3	3	3
鳥取	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1
松江	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
福岡	15	14	13	10	8	8	8	8	8	8
佐賀	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
長崎	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2
大分	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
熊本	8	6	5	4	4	3	3	3	3	3
鹿児島	6	6	6	5	4	4	3	3	3	3
宮崎	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
那覇	7	5	5	4	3	3	3	3	3	3
仙台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
福島	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
山形	3	3	3	2	2	2	2	3	2	2
盛岡	4	4	4	3	2	3	3	3	3	2
秋田	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2
青森	5	5	5	3	4	4	4	4	4	4
札幌	11	11	11	10	9	9	9	9	9	9
函館	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
旭川	4	3	3	3	2	2	4	2	2	2
釧路	4	4	4	3	3	3	3	3	3	2
高松	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
徳島	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
高知	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2
松山	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3

（注）　各年の４月１日現在の人数である。

執行官法第８条による手数料収入額（所属庁別）　　（単位千円）

庁名＼年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全国	5,861,828	5,543,792	5,160,500	4,998,116	4,614,555	5,197,021	4,557,050	4,829,725	5,051,187	5,348,169
東京	661,910	615,349	601,366	624,336	549,712	650,907	601,933	597,648	603,246	629,574
横浜	449,205	448,706	424,814	424,374	358,366	455,107	365,734	390,869	398,382	418,296
さいたま	376,799	360,975	359,401	334,642	298,798	368,555	287,826	295,878	311,108	348,525
千葉	301,138	328,210	294,072	269,680	244,145	303,416	261,387	281,661	280,820	289,622
水戸	165,390	156,238	139,630	147,129	120,185	143,726	128,847	132,834	146,112	163,987
宇都宮	105,483	100,527	98,057	92,519	88,895	96,230	92,899	92,506	92,114	92,111
前橋	110,428	101,278	90,515	87,339	80,176	102,225	98,571	120,797	93,837	98,797
静岡	186,509	172,030	148,546	136,740	132,430	136,549	137,190	128,428	139,388	133,098
甲府	61,043	61,522	54,957	56,835	62,714	66,409	62,976	60,018	51,655	57,412
長野	94,033	77,430	76,372	67,252	55,150	64,037	53,869	51,847	56,746	55,002
新潟	90,669	81,095	75,551	74,436	66,755	62,902	65,356	61,403	66,493	70,117
大阪	580,758	559,209	507,734	498,471	437,840	507,072	378,736	450,005	440,374	494,374
京都	130,709	114,910	104,451	95,561	94,157	97,968	85,178	80,985	95,539	101,922
神戸	314,863	266,126	233,440	219,876	206,246	263,173	212,393	220,411	237,328	266,417
奈良	50,606	56,833	53,562	48,137	42,022	37,532	37,856	44,418	45,079	40,276
大津	65,963	83,152	62,523	52,734	49,202	54,783	50,372	63,534	70,088	69,687
和歌山	55,388	50,724	47,964	37,791	39,625	38,811	35,730	36,124	32,760	41,797
名古屋	273,671	279,904	259,145	246,282	235,078	236,579	241,941	272,278	298,550	325,595
津	84,644	75,823	77,157	79,529	69,179	59,688	57,952	60,817	60,203	65,933
岐阜	90,084	74,920	79,340	81,190	71,776	75,181	61,029	63,536	66,293	65,190
福井	35,752	29,913	20,729	23,610	21,355	20,941	20,640	19,220	23,081	29,813
金沢	43,666	45,719	40,552	37,301	30,874	41,135	29,281	33,361	25,001	30,946
富山	29,170	27,592	29,652	24,694	25,720	26,526	22,569	23,693	26,740	26,102
広島	89,825	90,068	93,064	99,303	91,872	88,254	83,880	83,761	98,058	106,083
山口	54,112	44,893	47,212	43,796	42,811	48,996	39,011	43,323	54,301	51,955
岡山	73,661	65,112	59,160	55,768	58,563	58,899	50,133	59,675	69,781	73,713
鳥取	15,201	13,521	12,187	9,187	10,814	11,134	9,485	13,698	14,184	15,211
松江	20,139	15,138	15,844	14,853	15,303	10,614	12,804	10,358	14,231	13,005
福岡	252,234	226,124	211,747	196,258	203,741	214,538	192,516	215,649	243,769	252,288
佐賀	40,553	36,776	26,742	24,582	21,113	28,600	26,156	19,817	21,108	23,498
長崎	34,912	34,544	36,076	28,757	27,560	26,085	28,626	32,816	31,396	33,024
大分	44,235	32,605	32,432	33,568	31,118	35,631	30,794	36,809	39,245	36,025
熊本	48,672	52,566	48,091	45,901	46,168	43,642	40,202	43,309	44,827	47,821
鹿児島	62,820	75,013	68,776	71,240	77,916	63,178	50,580	56,706	58,883	53,746
宮崎	43,380	33,742	32,032	29,923	28,817	28,156	34,128	37,437	36,200	37,734
那覇	61,451	52,533	44,809	42,854	51,233	59,441	49,244	58,603	61,998	62,438
仙台	72,837	77,802	71,560	72,068	73,072	79,536	69,592	71,980	84,332	93,508
福島	62,483	65,545	60,191	60,724	55,571	54,926	58,639	57,411	58,819	71,463
山形	34,608	27,524	29,956	25,002	21,313	26,661	24,498	23,458	27,443	23,582
盛岡	44,637	34,402	36,515	32,225	28,497	24,683	21,048	21,110	33,509	33,492
秋田	39,679	36,510	32,424	27,694	29,086	32,088	32,340	36,881	39,343	38,196
青森	55,577	44,217	46,174	41,509	37,401	39,346	40,814	35,685	42,300	41,428
札幌	114,189	104,724	83,616	98,135	92,870	98,932	90,416	96,637	123,151	115,360
函館	17,246	17,555	15,275	13,923	13,859	16,048	16,321	20,284	12,280	17,604
旭川	20,833	17,495	15,920	17,874	13,292	12,589	13,990	13,568	16,639	18,413
釧路	33,323	28,494	23,967	20,339	22,392	22,536	19,511	22,200	19,304	23,960
高松	45,912	38,989	41,963	39,363	38,589	45,201	41,097	43,421	44,316	49,381
徳島	28,718	30,486	26,009	25,087	28,170	31,761	24,589	27,530	25,387	29,910
高知	28,752	22,030	21,971	23,239	25,746	27,506	18,560	19,335	17,621	15,975
松山	63,937	57,174	47,234	44,462	47,246	58,564	47,793	45,969	57,801	54,738

（注１）　令和７年の数値は、速報値である。
（注２）　執行官事務取扱書記官が処理した事務に係る国庫の収入とされた手数料は含まない数値である。
（注３）　全国の数値は、千円未満の金額を含めて集計しているため、各庁の合計額とは一致しない。

速記官の庁別配置状況

（単位：人）

東京地裁	36
横浜地裁	4
さいたま地裁	4
千葉地裁	0
水戸地裁	2
宇都宮地裁	0
前橋地裁	3
静岡地裁	0
甲府地裁	3
長野地裁	0
新潟地裁	0
大阪地裁	12
京都地裁	3
神戸地裁	5
奈良地裁	1
大津地裁	2
和歌山地裁	0
名古屋地裁	10
津地裁	0
岐阜地裁	0
福井地裁	0
金沢地裁	0
富山地裁	0
広島地裁	4
山口地裁	1

岡山地裁	0
鳥取地裁	0
松江地裁	0
福岡地裁	7
佐賀地裁	3
長崎地裁	1
大分地裁	1
熊本地裁	0
鹿児島地裁	2
宮崎地裁	1
那覇地裁	0
仙台地裁	2
福島地裁	1
山形地裁	0
盛岡地裁	0
秋田地裁	1
青森地裁	0
札幌地裁	8
函館地裁	1
旭川地裁	0
釧路地裁	1
高松地裁	2
徳島地裁	0
高知地裁	0
松山地裁	2
合計	123

速記官から書記官その他の裁判所職員への転官数の推移及び内訳
（平成１０年度～令和７年度）

（単位：人）

年度	転官者数	内訳		
		研修による書記官転官	試験による書記官転官	その他転官
平成１０年	59	40	19	0
１１年	57	43	14	0
１２年	47	27	20	0
１３年	36	15	21	0
１４年	23	14	7	2
１５年	22	15	7	0
１６年	18	14	4	0
１７年	24	20	3	1
１８年	19	15	2	2
１９年	6	5	1	0
２０年	5	5	0	0
２１年	17	15	0	2
２２年	0	0	0	0
２３年	0	0	0	0
２４年	0	0	0	0
２５年	0	0	0	0
２６年	0	0	0	0
２７年	0	0	0	0
２８年	0	0	0	0
２９年	0	0	0	0
３０年	0	0	0	0
令和　元年	0	0	0	0
２年	0	0	0	0
３年	0	0	0	0
４年	0	0	0	0
５年	0	0	0	0
６年	0	0	0	0
７年	0	0	0	0

速記官の退職者数

（平成２８年度～令和７年度）

（単位：人）

年　　度	退職者数
２８年	10
２９年	23
３０年	25
令和　元年	25
２年	27
３年	29
４年	36
５年	26
６年	27
７年	30

令和７年度は、見込みである。

証人等証拠調べの数と録音反訳にされた件数、録音反訳率(民事・刑事別、平成28年度～令和7年度)

会計年度	証人等調べの人数(A)			録音反訳が利用された証人等調べの人数(B)			録音反訳率(B／A×100)		
	民事	刑事	合計	民事	刑事	合計	民事	刑事	合計
平成28年度	46,939	92,607	139,546	34,271	12,656	46,927	73.01%	13.67%	33.63%
平成29年度	45,316	87,303	132,619	33,330	11,970	45,300	73.55%	13.71%	34.16%
平成30年度	41,160	86,884	128,044	30,748	11,576	42,324	74.70%	13.32%	33.05%
令和元年度	39,823	83,107	122,930	29,778	12,169	41,947	74.78%	14.64%	34.12%
令和2年度	30,439	78,269	108,708	22,498	11,898	34,396	73.91%	15.20%	31.64%
令和3年度	39,494	77,401	116,895	29,834	12,265	42,099	75.54%	15.85%	36.01%
令和4年度	37,815	71,105	108,920	29,029	11,751	40,780	76.77%	16.53%	37.44%
令和5年度	33,579	74,588	108,167	25,954	12,343	38,297	77.29%	16.55%	35.41%
令和6年度	31,483	76,766	108,249	24,878	12,595	37,473	79.02%	16.41%	34.62%
令和7年度	23,261	58,007	81,268	18,630	10,465	29,095	80.09%	18.04%	35.80%

※ 令和7年度は12月末現在

録音反訳委託費予算の推移

（単位：千円）

年　度	予算額
平成28年度	505,917
平成29年度	474,187
平成30年度	416,734
令和元年度	396,915
令和2年度	384,735
令和3年度	355,239
令和4年度	340,209
令和5年度	328,508
令和6年度	328,508
令和7年度	341,635
令和8年度	318,697

1　録音反訳方式により反訳を行う場合の反訳料金

１時間５，７００円から１１，１００円程度。

急を要する事案等に応じて１分当たりの反訳料金の単価が異なる。

2　反訳にかかる時間

録音反訳方式による反訳書の提出期限は、録音反訳業務委託契約書（以下「本件契約」という。）に定められている。

本件契約においては、反訳書の提出期限を、発注が完了した日の翌日から起算して１０日以内と定めている。

なお、本件契約においては、急を要する事案等に応じて上記とは別の提出期限を定めている。

法廷で使用されているコンピュータ内蔵の速記タイプの使用届出数

コンピュータ内蔵の速記タイプ（ステンチュラ）の使用届を提出している速記官は、令和７年８月１日現在で１２１人である。

民事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、終局区分別）

	第一審					
	簡易裁判所			地方裁判所		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成２８年	326,170	326,621	70,888	148,307	148,023	100,227
平成２９年	336,384	337,142	70,130	146,680	145,983	100,924
平成３０年	341,349	339,102	72,377	138,444	138,684	100,685
令和元年	344,101	337,799	78,679	134,935	131,558	104,061
令和２年	309,365	295,369	92,675	133,430	122,763	114,728
令和３年	322,673	328,047	87,301	130,862	139,020	106,570
令和４年	326,444	328,166	85,579	126,664	131,803	101,432
令和５年	376,558	364,367	97,769	135,674	137,609	99,497
令和６年	421,616	409,648	109,740	141,533	139,384	101,643
令和７年	436,667	429,992	116,390	146,931	143,826	104,719

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	第一審簡易裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成２８年	326,621	131,705	39,370	98,485	57,061
平成２９年	337,142	136,217	37,672	109,274	53,979
平成３０年	339,102	137,704	35,283	114,088	52,027
令和元年	337,799	139,843	34,353	111,762	51,841
令和２年	295,369	120,358	27,163	104,120	43,728
令和３年	328,047	146,520	26,929	106,180	48,418
令和４年	328,166	148,669	24,222	106,878	48,397
令和５年	364,367	166,975	25,950	120,416	51,026
令和６年	409,648	189,454	29,013	133,021	58,160
令和７年	429,992	199,442	29,053	143,979	57,518

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	第一審地方裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成２８年	148,023	61,323	52,960	23,686	10,054
平成２９年	145,983	58,642	53,036	21,045	13,260
平成３０年	138,684	57,370	51,448	19,805	10,061
令和元年	131,558	57,548	50,626	19,409	3,975
令和２年	122,763	53,084	43,366	22,381	3,932
令和３年	139,020	59,988	51,241	23,178	4,613
令和４年	131,803	60,309	43,268	23,887	4,339
令和５年	137,609	67,983	44,913	20,692	4,021
令和６年	139,384	70,422	44,083	19,560	5,319
令和７年	143,826	74,888	43,645	20,401	4,892

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	控訴審					
	地方裁判所			高等裁判所		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成２８年	5,061	5,552	1,780	14,145	14,415	5,385
平成２９年	5,134	5,166	1,748	13,584	13,744	5,225
平成３０年	4,404	4,626	1,526	12,567	12,922	4,870
令和元年	3,999	3,944	1,581	12,416	12,228	5,058
令和２年	3,710	3,638	1,653	10,760	10,398	5,420
令和３年	4,319	4,273	1,699	12,915	12,110	6,225
令和４年	4,031	4,242	1,488	13,480	13,439	6,266
令和５年	3,889	3,900	1,477	13,275	13,535	6,006
令和６年	3,844	3,885	1,435	12,661	13,036	5,630
令和７年	4,207	4,074	1,568	12,497	12,936	5,190

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	控訴審地方裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成２８年	5,552	2,651	1,654	739	508
平成２９年	5,166	2,520	1,607	611	428
平成３０年	4,626	2,150	1,625	556	295
令和元年	3,944	1,859	1,437	533	115
令和２年	3,638	1,705	1,222	608	103
令和３年	4,273	2,019	1,424	708	122
令和４年	4,242	2,076	1,262	792	112
令和５年	3,900	1,856	1,235	679	130
令和６年	3,885	1,824	1,232	709	120
令和７年	4,074	1,842	1,199	895	138

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	控訴審高等裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成２８年	14,415	8,484	4,604	915	412
平成２９年	13,744	7,974	4,365	894	511
平成３０年	12,922	7,593	4,151	773	405
令和元年	12,228	7,176	3,978	757	317
令和２年	10,398	5,956	3,273	873	296
令和３年	12,110	7,286	3,556	906	362
令和４年	13,439	8,456	3,641	939	403
令和５年	13,535	8,542	3,649	912	432
令和６年	13,036	8,437	3,337	838	424
令和７年	12,936	8,350	3,341	842	403

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	上告審								
	高等裁判所			最高裁判所					
				上告			上告受理		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成２８年	485	521	150	1,914	2,020	405	2,354	2,507	532
平成２９年	460	476	134	1,893	1,866	432	2,239	2,246	525
平成３０年	490	486	138	1,787	1,782	437	2,104	2,064	565
令和元年	422	445	115	1,765	1,743	459	2,107	2,081	591
令和２年	359	391	83	1,570	1,631	398	1,809	1,919	481
令和３年	436	383	136	1,724	1,649	473	2,069	1,925	625
令和４年	436	424	148	1,950	1,911	512	2,355	2,309	671
令和５年	438	435	151	2,032	1,970	574	2,515	2,430	756
令和６年	432	464	119	1,977	1,968	583	2,456	2,436	776
令和７年	385	425	79	1,929	1,915	597	2,378	2,327	827

（注）　令和.7年の数値は、速報値である。

	上告審高等裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成２８年	521	499	5	8	9
平成２９年	476	454	5	6	11
平成３０年	486	467	6	7	6
令和元年	445	417	9	5	14
令和２年	391	367	6	2	16
令和３年	383	371	3	3	6
令和４年	424	409	2	2	11
令和５年	435	422	4	3	6
令和６年	464	453	1	2	8
令和７年	425	417	2	1	5

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	上告審最高裁判所上告既済件数				
		判決	決定	取下げ	その他
平成２８年	2,020	5	1,999	15	1
平成２９年	1,866	1	1,853	6	6
平成３０年	1,782	2	1,766	12	2
令和元年	1,743	0	1,734	7	2
令和２年	1,631	0	1,621	8	2
令和３年	1,649	2	1,636	9	2
令和４年	1,911	7	1,891	10	3
令和５年	1,970	6	1,954	9	1
令和６年	1,968	2	1,957	8	1
令和７年	1,915	4	1,897	12	2

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

	上告審最高裁判所上告受理既済件数				
		判決	決定	取下げ	その他
平成２８年	2,507	31	2,437	21	18
平成２９年	2,246	23	2,201	12	10
平成３０年	2,064	24	2,014	15	11
令和元年	2,081	29	2,022	18	12
令和２年	1,919	32	1,862	12	13
令和３年	1,925	28	1,876	9	12
令和４年	2,309	20	2,256	15	18
令和５年	2,430	13	2,384	15	18
令和６年	2,436	16	2,394	12	14
令和７年	2,327	22	2,278	19	8

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

行政訴訟(第一審)、労働関係民事訴訟(第一審)、知的財産権関係民事訴訟(第一審)及び労働審判事件の新受、既済及び未済件数(地裁)

	行政訴訟事件			労働関係民事訴訟事件		知的財産権関係民事訴訟事件		労働審判事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	新受	既済	新受	既済	未済
平成28年	2,441(2,094)	2,713(2,375)	2,779(2,571)	3,391	3,400	501	538	3,414	3,524	701
平成29年	2,320(2,011)	2,352(2,056)	2,747(2,526)	3,528	3,339	699	570	3,369	3,372	698
平成30年	2,104(1,892)	2,237(1,946)	2,614(2,472)	3,500	3,333	494	535	3,630	3,429	899
令和元年	2,073(1,810)	2,162(1,921)	2,525(2,361)	3,618	3,438	514	546	3,665	3,670	894
令和2年	1,867(1,692)	1,739(1,553)	2,653(2,500)	3,965	2,973	492	423	3,907	3,755	1,046
令和3年	2,028(1,799)	2,125(1,917)	2,556(2,382)	3,644	3,854	577	515	3,609	3,848	807
令和4年	2,022(1,834)	2,135(1,911)	2,443(2,305)	3,297	3,836	486	634	3,208	3,273	742
令和5年	1,903(1,701)	2,100(1,888)	2,246(2,118)	3,767	3,647	578	562	3,473	3,248	967
令和6年	1,920(1,746)	1,944(1,762)	2,222(2,102)	4,212	3,591	465	493	3,359	3,451	875
令和7年	2,113(1,930)	1,916(1,713)	2,419(2,319)	4,075	4,036	541	496	3,447	3,249	1,073

(注1)行政訴訟事件は、高裁及び地裁の事件の総数である(括弧内は地裁の件数)。
(注2)労働関係民事訴訟事件及び知的財産権関係民事訴訟事件は、地裁の事件の総数である。
(注3)令和7年の数値は、速報値である。
(注4)労働関係民事訴訟事件及び知的財産権関係民事訴訟事件の未済件数については把握していない。

医事関係訴訟事件(第一審)、建築関係訴訟事件(第一審)及び交通関係訴訟事件(第一審)の新受、既済件数

	医事関係訴訟事件		建築関係訴訟事件		交通関係訴訟事件	
	新受	既済	新受	既済	新受	既済
平成28年	864 (820)	790 (750)	2,409 (1,967)	2,483 (2,031)	36,470 (15,704)	34,512 (14,693)
平成29年	827 (799)	780 (751)	2,357 (1,976)	2,326 (1,909)	38,724 (16,005)	37,685 (15,829)
平成30年	773 (741)	806 (770)	2,318 (1,916)	2,232 (1,837)	38,233 (16,135)	37,989 (15,708)
令和元年	800 (768)	853 (821)	2,447 (2,053)	2,248 (1,865)	37,724 (16,069)	37,188 (15,839)
令和2年	741 (723)	666 (647)	2,380 (1,969)	2,057 (1,656)	37,405 (16,131)	34,740 (14,506)
令和3年	752 (733)	850 (820)	2,210 (1,981)	2,390 (2,054)	35,176 (15,295)	38,729 (17,463)
令和4年	651 (645)	806 (801)	2,006 (1,819)	2,239 (2,039)	32,802 (13,446)	35,151 (15,539)
令和5年	606 (600)	764 (759)	2,043 (1,826)	2,173 (1,959)	33,790 (13,404)	34,067 (14,057)
令和6年	664 (661)	683 (677)	1,959 (1,798)	2,001 (1,820)	35,518 (13,637)	34,662 (13,745)
令和7年	662 (631)	674 (657)	1,957 (1,625)	1,979 (1,725)	36,365 (14,234)	35,287 (13,558)

(注)1 令和7年の数値は、速報値である。
2 少額訴訟から通常訴訟へ移行した事件は除く。
3 地裁及び簡裁の事件の総数である(括弧内は地裁の件数)。
4 未済件数については把握していない。

少額訴訟事件の新受件数、既済件数及び未済件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新受件数	11,030	10,041	9,310	8,542	7,944	7,094	6,594	7,339	7,186	8,154
既済件数	11,116	10,164	9,312	8,668	7,692	7,455	6,647	7,073	7,288	7,562
未済件数	2,256	2,133	2,131	2,005	2,257	1,896	1,843	2,109	2,007	2,599

※令和７年の数値は、速報値である。

少額訴訟事件の既済件数（終局区分別）

	既済件数						
		通常移行せずに終局した事件数					
			判決	和解	取下げ	和解に代わる決定	その他
平成28年	11,116	8,359	3,582	2,263	1,967	374	173
平成29年	10,164	7,595	3,238	2,071	1,773	354	159
平成30年	9,312	7,070	3,044	1,741	1,845	301	139
令和元年	8,668	6,560	2,918	1,499	1,677	303	163
令和2年	7,692	5,912	2,620	1,250	1,638	233	171
令和3年	7,455	5,435	2,398	1,090	1,539	254	154
令和4年	6,647	5,108	2,481	927	1,267	250	183
令和5年	7,073	5,505	2,668	977	1,425	255	180
令和6年	7,288	5,707	2,706	1,020	1,521	221	239
令和7年	7,562	6,050	2,946	1,107	1,523	237	237

※令和７年の数値は、速報値である。

民事訴訟事件中の本人訴訟の件数及び割合（第一審）

		弁護士又は司法書士を付けたもの								当事者本人によるもの
		双方				一方				
		双方弁護士	原告側弁護士・被告側司法書士	原告側司法書士・被告側弁護士	双方司法書士	原告側弁護士	原告側司法書士	被告側弁護士	被告側司法書士	
地方裁判所	件数	55,291	－	－	－	71,271	－	4,032	－	13,232
通常訴訟事件	割合（%）	38.4	－	－	－	49.6	－	2.8	－	9.2
簡易裁判所	件数	20,244	553	1,440	155	26,216	5,311	21,215	4,200	352,170
通常訴訟事件	割合（%）	4.7	0.1	0.3	0.04	6.1	1.2	4.9	1.0	81.6
簡易裁判所	件数	36	1	0	2	281	91	303	13	5,323
少額訴訟事件	割合（%）	0.6	0.02	0.00	0.03	4.6	1.5	5.0	0.2	88.0

（注）1　本表の数値は、令和７年の速報値である。
　　2　少額訴訟から通常訴訟に移行した事件は、通常訴訟に含めた。

強制執行事件（不動産・債権別）・担保権実行事件（不動産・債権別）の新受、既済及び未済件数（平成28年～令和７年）

	新受事件数					
	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合　計	債　権 強制執行	債　権 担保権実行	債　権 合　計
平成28年	4,702	18,808	23,510	113,931	1,234	115,165
平成29年	4,726	17,243	21,969	119,288	1,115	120,403
平成30年	5,064	16,531	21,595	119,034	1,145	120,179
令和元年	5,524	15,748	21,272	130,565	1,152	131,717
令和２年	4,861	12,844	17,705	118,526	1,182	119,708
令和３年	5,648	11,052	16,700	136,391	998	137,389
令和４年	5,483	9,966	15,449	134,125	989	135,114
令和５年	5,609	10,205	15,814	142,971	881	143,852
令和６年	5,739	11,860	17,599	162,713	1057	163,770
令和７年	6,168	11,941	18,109	176,055	972	177,027

	既済事件数					
	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合　計	債　権 強制執行	債　権 担保権実行	債　権 合　計
平成28年	4,635	20,779	25,414	116,742	2,205	118,947
平成29年	4,741	18,568	23,309	117,052	1,542	118,594
平成30年	4,900	16,732	21,632	117,160	1,228	118,388
令和元年	5,216	15,900	21,116	124,076	2,112	126,188
令和２年	4,822	13,062	17,884	123,110	1,058	124,168
令和３年	5,833	14,598	20,431	133,159	1,155	134,314
令和４年	5,517	10,784	16,301	136,951	1,183	138,134
令和５年	5,435	9,822	15,257	143,409	1,179	144,588
令和６年	5,407	9,953	15,360	153,277	919	154,196
令和７年	5,707	11,463	17,170	166,150	985	167,135

	未済事件数					
	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合　計	債　権 強制執行	債　権 担保権実行	債　権 合　計
平成28年	2,346	14,491	16,837	90,521	3,789	94,310
平成29年	2,330	13,164	15,494	92,758	3,362	96,120
平成30年	2,494	12,963	15,457	94,631	3,279	97,910
令和元年	2,790	12,735	15,525	100,607	2,312	102,919
令和２年	2,829	12,517	15,346	96,022	2,436	98,458
令和３年	2,644	8,971	11,615	99,248	2,279	101,527
令和４年	2,610	8,153	10,763	96,422	2,085	98,507
令和５年	2,784	8,536	11,320	95,985	1,788	97,773
令和６年	3,116	10,443	13,559	105,427	1,925	107,352
令和７年	3,577	10,921	14,498	115,323	1,913	117,236

（注）　１　令和７年の数値は、速報値である。

　　２　既済事件は旧法事件を除く数値である。

強制執行事件（不動産・債権別）・担保権実行事件（不動産・債権別）の既済件数（終局区分別）（平成28年～令和７年）

		既済件数	終結	他事件で配当実施	却下	取消し	取下げ	その他
不動産強制執行	平成28年	4,635	1,265	51	2	828	2,470	19
	平成29年	4,741	1,263	54	1	823	2,572	28
	平成30年	4,900	1,234	62	2	922	2,648	32
	令和元年	5,216	1,217	63	3	1,128	2,779	26
	令和２年	4,822	1,087	50	3	1,037	2,626	19
	令和３年	5,833	1,468	66	6	1,188	3,079	26
	令和４年	5,517	1,345	50	6	1,114	2,985	17
	令和５年	5,435	1,274	64	4	988	3,069	36
	令和６年	5,407	1,297	55	5	905	3,121	24
	令和７年	5,707	1,344	70	1	1,085	3,152	55
不動産担保権実行	平成28年	20,779	15,174	140	11	678	4,757	19
	平成29年	18,568	13,487	170	6	591	4,249	65
	平成30年	16,732	12,259	131	3	520	3,794	25
	令和元年	15,900	11,568	148	6	543	3,558	77
	令和２年	13,062	9,143	117	4	492	3,292	14
	令和３年	14,598	11,188	128	5	455	2,808	14
	令和４年	10,784	8,014	81	4	299	2,380	6
	令和５年	9,822	7,360	85	5	248	2,063	61
	令和６年	9,953	7,399	76	6	312	2,151	9
	令和７年	11,463	8,532	106	3	330	2,345	147
不動産合計	平成28年	25,414	16,439	191	13	1,506	7,227	38
	平成29年	23,309	14,750	224	7	1,414	6,821	93
	平成30年	21,632	13,493	193	5	1,442	6,442	57
	令和元年	21,116	12,785	211	9	1,671	6,337	103
	令和２年	17,884	10,230	167	7	1,529	5,918	33
	令和３年	20,431	12,656	194	11	1,643	5,887	40
	令和４年	16,301	9,359	131	10	1,413	5,365	23
	令和５年	15,257	8,634	149	9	1,236	5,132	97
	令和６年	15,360	8,696	131	11	1,217	5,272	33
	令和７年	17,170	9,876	176	4	1,415	5,497	202

		既済件数	終結	他事件で配当実施	却下	取消し	取下げ	その他	取消決定（2年経過）
債権強制執行	平成28年	116,742	12,558	1,246	28	1,025	94,490	7,395	－
	平成29年	117,052	13,054	1,258	23	1,125	97,785	3,807	－
	平成30年	117,160	12,962	1,549	26	1,355	97,240	4,028	－
	令和元年	124,076	13,143	1,810	47	1,427	102,514	5,135	－
	令和２年	123,110	12,176	1,965	30	1,164	105,566	2,209	－
	令和３年	133,159	11,830	2,125	19	1,415	117,246	524	－
	令和４年	136,951	13,078	2,149	25	1,730	117,866	463	1,640
	令和５年	143,409	13,742	2,447	26	1,864	122,651	1,067	1,612
	令和６年	153,277	14,447	2,569	27	1,629	133,268	532	805
	令和７年	166,150	15,188	2,603	25	1,428	145,346	964	596
債権担保権実行	平成28年	2,205	123	7	9	0	1,270	796	－
	平成29年	1,542	134	10	12	8	1,199	179	－
	平成30年	1,228	106	14	8	10	990	100	－
	令和元年	2,112	128	15	19	6	1,058	886	－
	令和２年	1,058	89	4	25	6	894	40	－
	令和３年	1,155	57	11	6	6	1,068	7	－
	令和４年	1,183	68	10	2	10	1,060	5	28
	令和５年	1,179	99	4	5	17	977	12	65
	令和６年	919	88	2	4	7	798	7	13
	令和７年	985	106	18	0	4	835	16	6
債権合計	平成28年	118,947	12,681	1,253	37	1,025	95,760	8,191	－
	平成29年	118,594	13,188	1,268	35	1,133	98,984	3,986	－
	平成30年	118,388	13,068	1,563	34	1,365	98,230	4,128	－
	令和元年	126,188	13,271	1,825	66	1,433	103,572	6,021	－
	令和２年	124,168	12,265	1,969	55	1,170	106,460	2,249	－
	令和３年	134,314	11,887	2,136	25	1,421	118,314	531	－
	令和４年	138,134	13,146	2,159	27	1,740	118,926	468	1,668
	令和５年	144,588	13,841	2,451	31	1,881	123,628	1,079	1,677
	令和６年	154,196	14,535	2,571	31	1,636	134,066	539	818
	令和７年	167,135	15,294	2,621	25	1,432	146,181	980	602

（注）１　令和７年の数値は、速報値である。
２　旧法事件を除く数値である。
３　取消決定（２年経過）は、民事執行法改正（令和２年４月１日施行）により新設されたものであり、その起算日（同法１５５条６項）は同日である。

執行官が執行機関となる執行事件の新受件数、既済件数及び未済件数（平成28年～令和7年）

	新受件数				既済件数				未済件数			
	動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し	動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し	動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し
平成28年	25,356	21,866	2,621	116	25,401	22,023	2,735	115	1,811	2,494	1,678	－
平成29年	24,507	22,749	2,793	106	24,544	22,437	2,922	107	1,774	2,806	1,549	－
平成30年	20,337	22,922	2,667	83	20,514	23,054	2,882	83	1,597	2,674	1,334	－
令和元年	18,502	23,712	2,469	123	18,485	23,404	2,584	121	1,614	2,982	1,219	－
令和2年	13,868	23,344	2,252	56	14,471	22,831	2,183	51	1,011	3,495	1,288	－
令和3年	13,642	24,036	2,192	84	13,560	24,701	2,253	81	1,093	2,830	1,227	－
令和4年	12,142	25,278	2,284	83	12,056	24,173	2,240	85	1,179	3,935	1,271	－
令和5年	12,319	34,410	2,429	67	12,204	33,346	2,524	62	1,294	4,999	1,176	－
令和6年	13,986	38,319	2,404	55	13,606	38,094	2,461	59	1,674	5,224	1,119	－
令和7年	16,280	39,403	2,273	54	15,938	38,781	2,352	58	2,015	5,846	1,040	－

（注１）　「動産執行等」は、動産を目的とする担保権の実行としての競売の件数を含む。

（注２）　「子の引渡し」は、「保全執行」のうち子の引渡しの保全執行の件数を含む。

（注３）　令和７年の数値は、速報値である。

（注４）　「子の引渡し」について、未済件数は把握していない。

		既済件数						
			完了	不能	取下げ	取消し	却下	移送等
動産執行等	平成28年	25,401	1,768	21,116	2,423	84	3	7
	平成29年	24,544	1,678	20,301	2,414	139	3	9
	平成30年	20,514	1,332	17,338	1,758	66	3	17
	令和元年	18,485	1,087	15,738	1,629	26	3	2
	令和２年	14,471	848	12,093	1,496	25	5	4
	令和３年	13,560	745	11,469	1,332	11	1	2
	令和４年	12,056	661	10,124	1,245	10	6	10
	令和５年	12,204	707	10,136	1,338	18	1	4
	令和６年	13,606	658	11,351	1,562	28	3	4
	令和７年	15,938	609	13,354	1,941	25	4	5
不動産等引渡し	平成28年	22,023	16,550	242	5,219	4	3	5
	平成29年	22,437	17,005	190	5,233	2	5	2
	平成30年	23,054	17,850	194	4,998	0	8	4
	令和元年	23,404	18,649	205	4,538	2	7	3
	令和２年	22,831	18,586	189	4,049	2	1	4
	令和３年	24,701	20,506	149	4,038	0	5	3
	令和４年	24,173	20,147	142	3,876	0	6	2
	令和５年	33,346	28,334	143	4,864	1	0	4
	令和６年	38,094	32,513	166	5,400	3	8	4
	令和７年	38,781	32,899	195	5,675	1	5	6
保全執行	平成28年	2,735	1,405	290	656	359	24	1
	平成29年	2,922	1,451	280	783	393	14	1
	平成30年	2,882	1,539	353	556	426	8	0
	令和元年	2,584	1,357	292	595	330	9	1
	令和２年	2,183	1,179	268	476	257	2	1
	令和３年	2,253	1,212	287	444	307	3	0
	令和４年	2,240	1,322	269	503	143	1	2
	令和５年	2,524	1,522	330	427	244	1	0
	令和６年	2,461	1,530	276	486	169	0	0
	令和７年	2,352	1,367	302	524	158	1	0
子の引渡し	平成28年	115	32	52	30	0	1	0
	平成29年	107	35	46	26	0	0	0
	平成30年	83	30	35	18	0	0	0
	令和元年	121	40	56	25	0	0	0
	令和２年	51	17	21	13	0	0	0
	令和３年	81	28	40	12	0	1	0
	令和４年	85	30	31	24	0	0	0
	令和５年	62	24	28	10	0	0	0
	令和６年	59	24	23	12	0	0	0
	令和７年	58	29	18	11	0	0	0

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

財産開示事件の新受、既済及び未済件数（平成28年～令和７年）

	新受件数	既済件数	未済件数
平成28年	732	745	157
平成29年	686	681	162
平成30年	578	568	172
令和元年	577	622	127
令和２年	3,930	2,507	1,550
令和３年	8,156	7,185	2,521
令和４年	15,354	13,770	4,105
令和５年	22,022	20,942	5,185
令和６年	16,177	17,606	3,756
令和７年	13,565	14,019	3,302

財産開示事件の既済件数（終局区分別）（平成28年～令和７年）

	既済件数						
		却下	取消し	取下げ	その他※	財産開示※	財産その他※
平成28年	745	6	1	154	9	278	297
平成29年	681	4	2	146	7	253	269
平成30年	568	1	1	123	4	180	259
令和元年	622	3	2	118	12	239	248
令和２年	2,507	8	4	416	49	1,056	974
令和３年	7,185	11	27	1,230	107	2,876	2,934
令和４年	13,770	18	27	3,577	108	4,222	5,818
令和５年	20,942	26	39	6,454	202	5,157	9,064
令和６年	17,606	28	45	4,829	219	4,572	7,913
令和７年	14,019	20	54	3,375	149	4,042	6,379

※その他　：財産開示手続中に、債務者に対し破産開始決定があり、破産法４２条６項に基づき、財産開示手続が失効した場合

※財産開示　：申立てに対して、財産の全てを開示した場合や、陳述義務の一部免除の申立てが認容され、当該部分を除く財産を開示した場合

※財産その他：財産の全て又は一部を開示しなかった場合（不開示）や、財産開示期日に不出頭の場合等

（注）令和７年の数値は、速報値である。

破産事件新受件数（総数、申立人（自然人・法人等）別の自己破産件数）（平成28年～令和７年）

	総　数		自然人		法人等	
	新受総数	うち自己破産	新受総数	うち自己破産	新受総数	うち自己破産
平成２８年	71,840	71,398	64,872	64,639	6,968	6,759
２９年	76,015	75,640	68,995	68,792	7,020	6,848
３０年	80,012	79,682	73,268	73,099	6,744	6,583
令和元年	80,202	79,838	73,292	73,095	6,910	6,743
２年	78,105	77,764	71,839	71,679	6,266	6,085
３年	73,457	73,111	68,412	68,240	5,045	4,871
４年	70,602	70,307	64,982	64,833	5,620	5,474
５年	78,215	77,906	70,745	70,589	7,470	7,317
６年	85,115	84,807	76,454	76,309	8,661	8,498
７年	92,059	91,727	83,255	83,100	8,804	8,627

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

破産事件既済及び未済件数（終局区分別、平成28年～令和７年）

		平成２８年	２９年	３０年	令和元年	２年	３年	４年	５年	６年	７年
既済総数		71,315	75,069	78,516	79,318	79,348	76,321	69,364	74,325	81,981	89,314
	終結・最後配当	483	424	394	378	320	376	324	383	395	429
	終結・簡易配当	6,008	6,119	5,996	6,008	6,053	6,479	5,430	5,405	6,084	6,403
	終結・同意配当	280	270	209	192	237	257	228	182	206	236
	終結・その他	7	10	9	7	7	2	7	8	9	6
	同時廃止	41,376	43,763	46,486	45,971	45,515	43,838	40,446	43,069	46,033	50,329
	異時廃止	21,262	22,616	23,661	25,141	25,743	23,846	21,500	23,838	27,661	30,290
	同意廃止	2	1	2	2	3	4	0	1	0	3
	棄却又は却下	99	126	122	123	111	91	96	119	126	133
	取下げ	1,565	1,489	1,433	1,295	1,124	1,192	1,131	1,080	1,166	1,145
	その他	233	251	204	201	235	236	202	240	301	340
未済総数		22,296	23,242	24,738	25,622	24,379	21,515	22,753	26,643	29,777	32,522

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

民事再生事件の新受、既済及び未済件数（平成28年～令和７年、①小規模個人再生、②給与所得者等再生、③住宅資金特別条項事件別）

事件の種類			区　分	平成２８年	２９年	３０年	令和元年	２年	３年	４年	５年	６年	７年
民事再生	通常再生		新　受	151	140	114	145	109	110	92	113	91	92
			既　済	196	179	157	122	152	127	97	96	105	103
			未　済	317	278	235	258	215	198	193	210	196	185
	個人再生	小規模個人再生	新　受	8,841	10,488	12,355	12,764	12,064	10,509	8,982	8,766	9,898	10,753
			既　済	8,242	9,543	11,473	12,628	11,948	11,910	9,581	8,552	9,312	10,346
			未　済	4,062	5,007	5,889	6,025	6,141	4,740	4,141	4,355	4,941	5,348
		給与所得者等再生	新　受	761	796	856	830	777	740	782	674	626	661
			既　済	739	796	813	851	764	781	770	719	644	616
			未　済	381	381	424	403	416	375	387	342	324	369
住宅資金特別条項			新　受										
			既　済	4,308	4,696	5,451	5,886	5,524	5,630	4,424	4,002	4,154	4,510
			未　済										

（注１）　令和７年の数値は、速報値である。
（注２）　「通常再生」は小規模個人再生及び給与所得者等再生を除いた民事再生事件を示す。
（注３）　住宅資金特別条項の新受件数及び未済件数は、把握していない。

会社更生事件の新受、既済及び未済件数（平成28年～令和７年）

事件の種類	区分	平成２８年	２９年	３０年	令和元年	２年	３年	４年	５年	６年	７年
会社更生	新受	1	10	4	1	3	3	6	7	13	11
	既済	4	20	4	8	2	2	2	3	20	16
	未済	61	51	51	44	45	46	50	54	47	42

（注）　令和７年の数値は、速報値である。

民事一般調停事件の新受件数、既済件数及び未済件数（終局区分別、平成28年～令和7年）

	新受件数									
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
簡裁	20,180	18,361	17,171	16,266	15,069	15,153	15,146	15,409	15,907	15,702
地裁	2,700	2,432	2,168	2,107	3,086	4,400	5,794	3,064	2,649	3,007
高裁	11	4	12	22	58	59	121	49	38	43
総数	22,891	20,797	19,351	18,395	18,213	19,612	21,061	18,522	18,594	18,752

	既済件数									
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
簡裁	20,264	18,571	17,261	16,389	15,015	15,583	15,436	15,682	15,849	15,559
地裁	2,670	2,363	2,172	2,092	3,035	4,398	5,786	3,153	2,632	2,945
高裁	10	10	11	19	58	60	118	51	33	45
総数	22,944	20,944	19,444	18,500	18,108	20,041	21,340	18,886	18,514	18,549

	未済件数									
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
簡裁	4,852	4,642	4,552	4,429	4,483	4,053	3,763	3,490	3,547	3,692
地裁	478	547	543	558	609	611	619	530	547	609
高裁	6	0	1	4	4	3	6	4	9	7
総数	5,336	5,189	5,096	4,991	5,096	4,667	4,388	4,024	4,103	4,308

		既済件数								
			成　立	不成立	調停に代わる決定	調停条項を定めたもの	調停条項を受諾したもの	調停をしないものとしたもの	取下げ	その他
簡裁	平成28年	20,264	6,980	6,094	3,519	0	0	121	3,319	231
	平成29年	18,571	6,055	5,868	3,730	0	0	130	2,562	226
	平成30年	17,261	5,818	5,307	3,502	0	0	125	2,284	225
	令和元年	16,389	5,437	5,402	3,164	0	0	118	2,055	213
	令和2年	15,015	4,267	4,774	3,807	0	0	129	1,834	204
	令和3年	15,583	4,253	4,767	4,541	0	0	152	1,691	179
	令和4年	15,436	3,887	4,567	4,949	0	0	142	1,714	177
	令和5年	15,683	3,712	4,623	5,408	0	0	178	1,598	164
	令和6年	15,847	3,559	4,465	5,833	0	0	228	1,618	144
	令和7年	15,561	3,513	4,462	5,605	0	0	153	1,658	170
地裁	平成28年	2,670	318	156	2,131	0	0	11	7	47
	平成29年	2,363	391	177	1,747	0	0	7	7	34
	平成30年	2,172	375	195	1,549	0	0	1	14	38
	令和元年	2,092	283	193	1,555	0	0	6	4	51
	令和2年	3,035	407	153	2,392	0	0	11	9	63
	令和3年	4,398	1,483	199	2,607	0	0	5	8	96
	令和4年	5,786	3,373	189	2,148	0	0	4	5	67
	令和5年	3,153	772	210	2,079	0	0	10	2	80
	令和6年	2,634	242	163	2,158	0	0	9	5	57
	令和7年	2,943	215	153	2,482	0	0	9	12	72
総数	平成28年	22,934	7,298	6,250	5,650	0	0	132	3,326	278
	平成29年	20,934	6,446	6,045	5,477	0	0	137	2,569	260
	平成30年	19,433	6,193	5,502	5,051	0	0	126	2,298	263
	令和元年	18,481	5,720	5,595	4,719	0	0	124	2,059	264
	令和2年	18,050	4,674	4,927	6,199	0	0	140	1,843	267
	令和3年	19,981	5,736	4,966	7,148	0	0	157	1,699	275
	令和4年	21,222	7,260	4,756	7,097	0	0	146	1,719	244
	令和5年	18,836	4,484	4,833	7,487	0	0	188	1,600	244
	令和6年	18,481	3,801	4,628	7,991	0	0	237	1,623	201
	令和7年	18,504	3,728	4,615	8,087	0	0	162	1,670	242

（注）1　令和７年の数値は、速報値である。
2　高裁における終局区分別既済件数は把握しておらず、上記終局区分別既済件数（総数）は、高裁を除く数値である。

特定調停事件の新受件数、既済件数及び未済件数（終局区分別、平成28年～令和7年）

	新受件数									
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
簡裁	3,084	3,368	3,294	2,959	2,403	2,231	2,569	2,029	1,775	1,550
地裁	6	26	69	33	18	40	19	2	4	6
総数	3,090	3,394	3,363	2,992	2,421	2,271	2,588	2,031	1,779	1,556

	既済件数									
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
簡裁	3,160	3,208	3,368	2,989	2,423	2,406	2,560	2,113	1,704	1,662
地裁	11	24	39	52	32	41	1	17	4	4
総数	3,171	3,232	3,407	3,041	2,455	2,447	2,561	2,130	1,708	1,666

	未済件数									
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
簡裁	648	808	734	704	684	509	518	434	505	393
地裁	2	4	34	15	1	0	18	3	3	5
総数	650	812	768	719	685	509	536	437	508	398

		既済件数								
			成　立	不成立	調停に代わる決定	調停条項を定めたもの	調停条項を受諾したもの	調停をしないものとしたもの	取下げ	その他
簡裁	平成28年	3,160	171	201	1,682	13	0	130	952	11
	平成29年	3,208	699	119	1,590	1	0	109	686	4
	平成30年	3,368	514	121	1,815	1	1	61	845	10
	令和元年	2,989	534	146	1,526	2	0	79	695	7
	令和2年	2,423	349	218	1,284	0	0	42	507	23
	令和3年	2,406	398	191	1,281	0	0	17	518	1
	令和4年	2,560	454	115	1,521	2	0	20	444	4
	令和5年	2,113	352	150	1,089	0	0	45	476	1
	令和6年	1,704	268	93	960	3	0	22	355	3
	令和7年	1,662	296	118	834	0	0	28	378	8
地裁	平成28年	11	9	0	0	0	0	0	2	0
	平成29年	24	16	2	5	0	0	0	1	0
	平成30年	39	30	0	7	0	0	0	2	0
	令和元年	52	23	0	23	0	0	0	5	1
	令和2年	32	23	1	2	0	0	0	6	0
	令和3年	41	38	0	1	0	0	1	0	1
	令和4年	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	令和5年	17	8	0	9	0	0	0	0	0
	令和6年	4	4	0	0	0	0	0	0	0
	令和7年	4	1	0	3	0	0	0	0	0
総数	平成28年	3,171	180	201	1,682	13	0	130	954	11
	平成29年	3,232	715	121	1,595	1	0	109	687	4
	平成30年	3,407	544	121	1,822	1	1	61	847	10
	令和元年	3,041	557	146	1,549	2	0	79	700	8
	令和2年	2,455	372	219	1,286	0	0	42	513	23
	令和3年	2,447	436	191	1,282	0	0	18	518	2
	令和4年	2,561	455	115	1,521	2	0	20	444	4
	令和5年	2,130	360	150	1,098	0	0	45	476	1
	令和6年	1,708	272	93	960	3	0	22	355	3
	令和7年	1,666	297	118	837	0	0	28	378	8

（注）令和７年の数値は、速報値である。

令和６年能登半島地震による災害に起因する紛争に関する民事調停の申立て手数料の免除を受けた措置件数

	令和6年	令和7年
総数	32	96

（注） 調査対象庁は、新潟、福井、金沢及び富山の各地方裁判所管内の簡易裁判所である。

保全命令事件（地裁）の新受、既済、未済

	保全命令			うち仮差押			うち仮処分		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成28年	13,617	13,603	829	7,943	7,946	223	5,674	5,657	606
平成29年	13,417	13,427	819	7,777	7,806	194	5,640	5,621	625
平成30年	13,112	13,084	847	7,536	7,553	177	5,576	5,531	670
令和元年	12,587	12,569	865	7,276	7,238	215	5,311	5,331	650
令和2年	12,162	12,032	995	6,726	6,737	204	5,436	5,295	791
令和3年	11,531	11,510	1,016	6,042	6,002	244	5,489	5,508	772
令和4年	11,397	11,435	978	6,248	6,184	308	5,149	5,251	670
令和5年	11,464	11,441	1,001	6,824	6,859	273	4,640	4,582	728
令和6年	13,226	13,130	1,097	8,183	8,145	311	5,043	4,985	786
令和7年	13,389	13,142	1,344	8,153	8,044	420	5,236	5,098	924

※令和7年の数値は、速報値である。

保全命令事件（簡裁）の新受、既済、未済

	保全命令			うち仮差押			うち仮処分		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成28年	1,930	1,917	45	1,260	1,248	32	670	669	13
平成29年	2,142	2,152	35	1,375	1,376	31	767	776	4
平成30年	2,088	2,099	24	1,332	1,346	17	756	753	7
令和元年	1,967	1,951	40	1,282	1,268	31	685	683	9
令和2年	1,430	1,422	48	825	824	32	605	598	16
令和3年	1,357	1,381	24	684	700	16	673	681	8
令和4年	1,398	1,387	35	607	597	26	791	790	9
令和5年	1,738	1,756	17	816	829	13	922	927	4
令和6年	2,025	1,996	46	1,126	1,103	36	899	893	10
令和7年	1,857	1,820	83	1,191	1,167	60	666	653	23

※令和7年の数値は、速報値である。

配偶者による暴力、精神的虐待を動機とする離婚申立件数（平成28年～令和7年）

	申立ての動機	
	暴力を振るう	精神的に虐待する
平成28年	10,108	13,587
平成29年	9,868	13,347
平成30年	9,446	12,910
令和元年	8,881	12,296
令和2年	8,513	12,045
令和3年	9,028	13,550
令和4年	7,918	12,236
令和5年	7,789	12,198
令和6年	7,882	12,675
令和7年	7,398	12,639

1　夫婦関係調整（離婚）調停事件の件数である（人事訴訟事件は動機に関する統計を取っていない。）。

2　申立ての動機は、申立書記載の動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査重複集計した。

3　令和7年の数値は、速報値である。

配偶者暴力に関する保護命令事件の新受、既済及び未済件数
（平成２８年～令和７年）

	新受	既済	未済
平成２８年	2,648	2,632	86
平成２９年	2,280	2,293	73
平成３０年	2,164	2,177	60
令和元年	2,005	1,998	67
令和２年	1,844	1,855	56
令和３年	1,730	1,732	54
令和４年	1,431	1,453	32
令和５年	1,467	1,455	44
令和６年	1,522	1,516	50
令和７年	1,445	1,411	83

（注） 令和7年の数値は、速報値である。

刑事通常訴訟事件の新受、既済及び未済人員(審級別)

年度	簡易裁判所			地方裁判所		
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員
平成２８年	6,991	7,117	1,259	71,900	73,359	21,255
２９	6,681	6,724	1,216	68,830	69,296	20,789
３０	6,197	6,167	1,246	69,028	68,163	21,654
令和元年	5,384	5,519	1,111	67,554	67,221	21,987
2	4,472	4,676	907	66,939	65,561	23,365
3	3,759	3,928	738	65,151	66,020	22,496
4	2,949	3,060	627	59,503	59,838	22,161
5	3,070	2,989	708	64,987	62,032	25,116
6	3,320	3,234	794	69,652	67,387	27,381
7	3,116	3,225	685	72,482	70,186	29,677

(注) 1　延べ人員である。
　　2　最新年は速報値である。

年度	高等裁判所			最高裁判所		
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員
平成２８年	6,124	5,910	1,496	1,984	1,958	462
２９	5,976	6,098	1,374	2,169	2,107	524
３０	5,750	5,710	1,414	1,955	1,993	486
令和元年	5,814	5,828	1,400	2,061	2,092	455
2	5,398	5,332	1,466	1,849	1,882	422
3	5,205	5,331	1,340	1,816	1,852	386
4	4,759	4,820	1,279	1,670	1,685	372
5	4,663	4,639	1,303	1,606	1,614	364
6	4,981	4,928	1,356	1,693	1,610	447
7	5,105	5,041	1,420	1,706	1,656	497

(注) 1　延べ人員である。
　　2　最新年は速報値である。

刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件の新受人員

	新受人員
平成２８年	1,077
２９	1,122
３０	1,090
令和元年	1,133
2	1,004
3	793
4	839
5	972
6	889
7	821

（注）１　延べ人員である。
２　受理後の罰条変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものを含む。
３　裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
４　最新年は速報値である。

刑事被告人の総数並びに国選弁護人が付いた被告人の数及び私選弁護人が付いた被告人の数
（全裁判所）

区分／年次	被告人総数	うち国選付	うち私選付
平成２８年	66,970	55,633	13,517
２９	64,319	53,239	13,426
３０	62,564	52,167	12,202
令和元年	61,181	51,110	11,030
2	58,231	49,134	9,973
3	57,209	47,709	10,389
4	51,412	42,696	9,513
5	52,630	44,024	9,423
6	56,826	47,808	9,945
7	58,641	49,400	10,270

（注）１　実人員である。
　　２　同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。
　　３　最新年は速報値である。

死刑判決終局人員数

（審級別）

審級／年次	第一審	控訴審	上告審
平成２８年	3	4	6
２９	3	－	3
３０	4	2	2
令和元年	2	3	4
2	3	－	1
3	3	2	2
4	－	1	－
5	1	1	3
6	3	－	－
7	1	2	1

（注）１　実人員である。
　　２　最新年は速報値である。

通訳翻訳人の付いた刑事事件の終局人員（地・簡裁総数）

区分 / 年次	通訳翻訳人の付いた終局人員	うち被告人の通訳言語が手話又は口話であった終局人員
平成２８年	2,790	25
２９	3,166	19
３０	3,912	17
令和元年	4,071	18
2	4,560	10
3	4,264	13
4	3,610	17
5	3,986	13
6	4,805	8
7	5,144	18

（注）１　実人員である。
　　２　最新年は速報値である。

要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績(額)の推移
(民事事件(行政事件を含む。)のみ、平成28年～令和7年)

(単位:千円)

	予　算　額	支出実績(額)
平成28年度	1,345	601
平成29年度	764	297
平成30年度	714	942
令和元年度	371	851
令和2年度	1,440	235
令和3年度	1,417	547
令和4年度	287	478
令和5年度	727	583
令和6年度	692	680
令和7年度	－	－

※令和7年度から、各事件種別の予算額、支出実績(額)は把握していない。なお、裁判所全体における要通訳事件の通訳料に関する予算額は345,141千円である。

要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績(額)の推移
(刑事事件、平成28年～令和7年)

(単位:千円)

	予　算　額	支出実績(額)
平成28年度	203,456	199,490
平成29年度	231,915	233,372
平成30年度	197,326	242,166
令和元年度	259,921	259,676
令和2年度	298,427	272,818
令和3年度	298,426	246,907
令和4年度	324,198	232,758
令和5年度	318,106	273,066
令和6年度	314,363	312,372
令和7年度	－	－

※令和7年度から、各事件種別の予算額、支出実績(額)は把握していない。なお、裁判所全体における要通訳事件の通訳料に関する予算額は345,141千円である。

全国の裁判所で把握した通訳人候補者の言語別人数

令和７年４月１日現在

言語		候補者数
中国語		1342
	北京語	915
	上海語	133
	台湾語	89
	広東語	63
	福建語	39
	その他※	103
英語		456
韓国・朝鮮語		323
スペイン語		181
ベトナム語		167
ポルトガル語		120
フィリピノ（タガログ）語		82
ロシア語		74
タイ語		67
ペルシャ語		49
フランス語		42
インドネシア語		39
ウルドゥー語		25
ベンガル語		21
トルコ語		21
ネパール語		21
ヒンディー語		17
シンハラ語		17
ドイツ語		15
モンゴル語		16
ミャンマー語		14
マレー語		15
アラビア語		11
イタリア語		10
ダリー語		8
ヘブライ語		6
パンジャビ語		6
タミール語		6
パシュット語		6
セブ・ビサイヤ語		6
ウズベク語		5
ルーマニア語		4
ポーランド語		4
スウェーデン語		4
オランダ語		3
カンボジア語		5
チェコ語		3
ラオス語		3
ハンガリー語		2
セルビア語		2
リトアニア語		2
スロバキア語		2
ブルガリア語		2
マケドニア語		2
スワヒリ語		2
クロアチア語		1
フィンランド語		1
イロカノ語		1
アゼルバイジャン語		1
アルバニア語		1
ギリシャ語		1
アムハラ語		1
チベット語		1
アカン語		1
ボスニア語		1
ピジン英語		1
ビスラマ語		1
ラトビア語		1
タジク語		1
キルギス語		1
カザフ語		1
手話		106
総数		3350

［全６１言語（手話を除く）］
（ただし、当刑事局への報告による。）
注※　中国語通訳人のうち、通訳可能言語が表に掲げる地方言語以外の言語である者(ビン南語、客家語、福州語、福清語、雲南語、山東語、四川語、海南語、浙江語、河南語、蘇州語、天津語、長楽語、潮州語、東北語、湖南語）を合計した数値である。

通訳言語別の刑事通常第一審における外国人の終局人員（実人員）（地・簡裁総数）
（裁判員裁判対象事件）

言語＼年次		平成28年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7
総数		64	89	135	140	170	107	62	98	121	109
中国語		16	43	33	37	44	29	9	9	25	19
	北京語	13	31	29	28	20	18	6	6	15	14
	広東語	3	10	3	9	24	10	3	3	9	5
	台湾語	－	1	1	－	－	1	－	－	1	－
	上海語	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	福建語	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の中国語	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
英語		8	13	23	31	18	7	3	13	15	15
韓国・朝鮮語		5	3	1	4	5	4	－	2	1	－
アラビア語		2	－	1	－	1	－	－	6	－	1
イタリア語		－	－	1	1	－	－	－	－	1	－
インドネシア語		－	1	－	－	4	－	－	1	1	7
ウルドゥー語		1	1	－	－	－	2	1	－	1	1
カンボジア語		－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
シンハラ語		－	1	2	1	－	－	－	－	－	－
スペイン語		9	4	10	12	13	1	3	5	21	16
タイ語		3	2	18	11	49	8	1	6	2	6
タミル語		－	－	2	2	3	－	－	1	－	－
ドイツ語		－	2	6	1	5	1	－	1	－	－
ネパール語		－	－	1	1	1	－	1	－	1	1
パンジャビ語		－	－	－	1	－	1	－	1	1	－
ヒンディー語		－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
フィリピノ（タガログ）語		5	3	5	4	3	3	3	1	2	5
フランス語		－	－	1	1	－	1	－	－	3	1
ベトナム語		7	4	9	10	7	23	29	32	31	27
ヘブライ語		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ペルシャ語		2	4	7	4	4	2	4	3	3	－
ベンガル語		－	－	－	－	－	1	1	－	－	1
ポルトガル語		4	3	4	7	1	18	3	3	7	3
マレー語		1	－	3	10	2	－	－	－	2	2
ミャンマー語		－	－	2	－	1	2	1	3	－	1
モンゴル語		－	2	1	－	－	－	1	1	－	－
ロシア語		－	1	1	－	－	－	1	－	－	2
トルコ語		－	－	1	－	1	1	－	3	3	－
ラオス語		－	－	－	－	1	1	－	－	－	－
セブ（ビサイヤ）語		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他		1	1	3	2	7	2	－	7	1	1

（注）1　裁判裁判対象事件とは、裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数である。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、
裁判員法3条1項及び3条の2第1項の除外決定があったもの及び公訴棄却判決があったものを含まない。
2　最新年は速報値である。

（裁判員裁判対象事件以外の事件）

言語＼年次		平成28年	29	30	令和元年	2	3	4	5	6	7
総数		2,590	2,942	3,622	3,767	4,271	4,019	3,409	3,753	4,528	4,877
中国語		742	877	1,170	1,047	990	808	682	612	701	736
	北京語	723	851	1,124	1,027	964	803	673	594	675	717
	広東語	12	19	34	16	19	1	2	12	12	11
	台湾語	2	2	5	2	1	－	－	1	8	1
	上海語	1	2	2	－	1	2	1	1	－	2
	福建語	－	1	2	－	－	－	3	1	－	－
	その他の中国語	4	2	3	2	5	2	3	3	6	5
英語		166	177	186	185	152	178	159	133	183	215
韓国・朝鮮語		133	112	119	70	82	54	42	45	44	60
アラビア語		8	10	7	16	28	9	2	12	22	16
イタリア語		1	1	1	2	1	3	－	－	2	3
インドネシア語		48	50	60	98	108	117	114	122	181	232
ウルドゥー語		16	13	23	17	11	17	21	27	31	47
カンボジア語		1	3	12	11	22	45	52	86	158	134
シンハラ語		17	27	56	69	89	104	129	82	116	137
スペイン語		138	128	116	117	122	101	88	92	104	116
タイ語		123	138	147	208	242	255	258	275	373	397
タミル語		5	6	6	8	8	12	15	15	13	28
ドイツ語		2	－	5	6	2	－	1	1	2	2
ネパール語		16	29	37	73	72	71	56	67	74	71
パンジャビ語		8	4	7	6	5	12	－	4	8	6
ヒンディー語		8	8	8	13	16	14	17	14	16	12
フィリピノ（タガログ）語		231	244	249	260	260	222	236	237	253	212
フランス語		14	15	14	23	9	17	11	20	26	39
ベトナム語		541	714	994	1,170	1,653	1,604	1,180	1,525	1,763	1,904
ヘブライ語		1	－	－	1	1	1	－	2	3	－
ペルシャ語		35	38	23	23	17	18	24	21	16	15
ベンガル語		11	11	15	11	10	19	22	19	12	34
ポルトガル語		238	213	212	212	208	196	185	208	230	243
マレー語		1	1	3	2	－	－	－	－	7	2
ミャンマー語		9	18	28	22	14	16	14	13	28	38
モンゴル語		19	21	31	27	25	28	23	28	24	35
ロシア語		13	25	35	13	23	10	10	15	15	16
トルコ語		25	39	35	25	43	47	36	41	67	69
ラオス語		2	3	3	3	6	2	5	4	6	4
セブ（ビサイヤ）語		1	2	－	3	3	11	5	1	7	4
その他		17	15	20	26	49	28	22	32	43	50

（注）最新年は速報値である。

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度等の実施状況(高・地・簡裁総数)

			平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
			高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付添い		証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	128	78	144	118	107	133	139	102	147	134
		意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	71	84	84	69	74	59	62	46	55	63
遮へい		証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	1,374	1,425	1,374	1,471
		意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	209	194	230	226	206	262	266	238	263	302
ビデオリンク	同一構内	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	303	225	302	318	264	320	332	393	373	391
	上記以外	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数			15	23	38	92	85	90	71	70
情報保護	被害者秘匿	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,976	3,351	3,846	4,028	3,923	4,266	4,081	4,382	5,658	6,970
		刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	50	11	27	24	19	38	21	23	65	82
		被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	7	3	3	8	3	2	6	4	2	7
	証人等秘匿	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数	4	116	174	240	156	182	192	221	313	338
		刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数	－	3	3	7	8	5	6	2	4	23
		証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
意見陳述		公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	947	972	1,050	1,051
		意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	616	526	546	544	536	638	679	738	818	857
		意見陳述をさせないこととした被害者等の数	28	45	42	48	27	33	31	22	41	40
被害者等閲覧謄写		被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	1,178	1,201	1,231	1,403
		被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	9	6	14	7	8	5	4	14	6	6
		同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	44	16	18	15	14	31	25	23	21	27
		同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった数	5	2	1	3	1	2	4	1	4	1
和解		犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	23	26	18	18	25	19	19	17	19	16

(注) 1 延べ数であり、概数である。
2 事件の終局日を基準日としている。ただし、終局後に閲覧謄写について判断された場合は、当該閲覧謄写に関する事項のみ判断日を基準日としている。
「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク(同一構内)」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧謄写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準日としている(平成28年以前に決定等がなされ平成29年以降に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準日としている。)。
3 「ビデオリンク」の「同一構内」は、刑訴法157条の6第1項によるものを計上し、「上記以外」は、同条2項によるものを計上している。
4 本表に記載された条項は、令和7年12月末時点のものである。

（別紙①）

通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況

（地・簡裁総数）

	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遮へいの措置が採られた被害者等
平成28年	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	361
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2	949	1,390	1,378	1,116	614	205	569	688	981	135	337
3	1,022	1,534	1,523	1,246	697	241	681	783	1,118	149	407
4	1,052	1,496	1,476	1,175	655	246	610	651	1,085	151	432
5	1,051	1,526	1,517	1,212	650	205	612	678	1,111	109	380
6	1,196	1,776	1,768	1,357	704	228	694	809	1,222	136	508
7	1,272	1,774	1,754	1,391	798	244	606	735	1,254	155	566

（注）1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 最新年は速報値である。

（別紙②）

刑事損害賠償命令事件の処理状況

	新受	既済	未済
平成28年	300	306	90
29	314	295	109
30	289	309	89
令和元年	311	318	82
2	337	289	130
3	308	344	94
4	284	281	97
5	311	282	126
6	391	368	149
7	385	383	151

（注）1　件数建てである。
　　2　最新年は速報値である。

（別紙③）

刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

	総数	認容	棄却	却下	終了（法39条1項によるもの）	終了（法39条2項1号によるもの）	終了（法39条2項2号によるもの）	決定・その他	和解	放棄	認諾	取下げ	その他
平成28年	306	99	－	7	37	－	6	－	107	－	11	39	－
29	295	142	1	1	30	－	6	－	85	－	9	20	1
30	309	141	－	6	36	－	5	－	74	－	13	33	1
令和元年	318	144	－	7	27	－	11	－	75	－	19	35	－
2	289	118	1	2	41	－	3	－	75	－	9	37	3
3	344	145	－	7	39	1	13	－	80	－	8	50	1
4	281	123	1	3	26	－	13	－	61	－	12	42	－
5	282	118	－	3	34	－	7	－	85	1	14	20	－
6	368	167	－	6	45	－	6	－	82	－	10	50	2
7	383	166	2	7	27	－	4	1	114	2	13	45	2

（注）1　件数建てである。

2　「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3　「その他」は、犯罪被害者保護法26条により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4　最新年は速報値である。

裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用状況

平成２８年度～令和８年１月末まで

健康相談　　147　件
メンタルヘルス相談　　203　件
（内訳）

年度		28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	合計
健康相談	電話	3	1	5	13	8	7	27	33	32	16	145
	メール	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	2
メンタルヘルス相談	電話	11	26	22	26	12	12	12	16	19	6	162
	メール	2	4	1	14	1	－	－	1	2	1	26
	面接	－	－	4	－	－	3	5	3	－	－	15
合計		16	31	32	54	22	22	44	53	53	23	350

令状請求人員とその処理

（地・簡裁総数）

区分 / 年次	令状総数				逮捕状			
	請求	発付	却下	取下	請求	発付	却下	取下
平成２８年	487,532	475,596	4,557	7,379	97,873	96,431	54	1,388
２９	476,364	463,696	5,436	7,232	93,789	92,522	55	1,212
３０	479,650	466,464	6,390	6,796	91,463	90,212	57	1,194
令和元年	457,963	444,391	6,592	6,980	86,973	85,658	88	1,227
2	450,487	438,317	5,298	6,872	82,974	81,821	67	1,086
3	453,733	442,451	4,934	6,348	80,638	79,534	57	1,047
4	444,351	433,213	4,643	6,495	79,531	78,554	46	931
5	472,654	459,664	5,644	7,346	86,067	84,841	76	1,150
6	479,973	466,721	6,086	7,166	88,495	87,133	58	1,304
7	499,338	486,296	6,326	6,716	93,360	92,081	58	1,221

区分 / 年次	勾留状				差押・記録命令付差押・捜索（許可）状・検証許可状			
	請求	発付	却下	取下	請求	発付	却下	取下
平成２８年	111,491	107,071	4,418	2	247,787	242,119	48	5,620
２９	107,375	102,067	5,302	6	245,878	240,197	56	5,625
３０	104,832	98,636	6,189	7	252,974	247,712	103	5,159
令和元年	100,467	94,183	6,282	2	239,745	234,337	113	5,295
2	96,517	91,376	5,138	3	242,134	236,693	68	5,373
3	92,409	87,607	4,794	8	249,412	244,478	66	4,868
4	89,272	84,765	4,498	9	240,430	235,494	72	4,864
5	97,921	92,526	5,391	4	253,109	247,487	138	5,484
6	100,870	94,938	5,931	1	253,670	248,452	46	5,172
7	104,235	98,103	6,112	20	263,722	258,719	113	4,890

区分 / 年次	身体検査令状			
	請求	発付	却下	取下
平成２８年	2,360	2,243	1	116
２９	2,500	2,384	2	114
３０	2,487	2,364	5	118
令和元年	2,339	2,233	5	101
2	2,679	2,536	2	141
3	3,456	3,254	3	199
4	3,973	3,709	3	261
5	4,649	4,264	5	380
6	5,047	4,678	9	360
7	6,598	6,183	14	401

（注）１　延べ人員である。
　　２　最新年は速報値である。

令和７年の逮捕状請求事件の結果区分及び既済人員

（地裁・簡裁）

区分	地裁				簡裁			
	逮捕状請求総数	発付	却下	取下	逮捕状請求総数	発付	却下	取下
総数	15,430	15,190	21	219	77,930	76,891	37	1,002
東京地管内	1,214	1,210	－	4	13,855	13,774	1	80
横浜地管内	556	554	1	1	3,756	3,730	1	25
さいたま地管内	197	195	1	1	5,995	5,902	4	89
千葉地管内	939	932	－	7	3,574	3,523	－	51
水戸地管内	202	199	－	3	1,669	1,656	－	13
宇都宮地管内	315	308	－	7	1,056	1,050	－	6
前橋地管内	271	266	－	5	1,583	1,554	1	28
静岡地管内	23	23	－	－	2,904	2,862	2	40
甲府地管内	161	161	－	－	242	242	－	－
長野地管内	70	70	－	－	611	579	1	31
新潟地管内	63	62	1	－	1,082	1,069	2	11
大阪地管内	2,163	2,120	10	33	6,005	5,901	4	100
京都地管内	783	769	－	14	1,024	1,009	－	15
神戸地管内	2,027	1,999	1	27	3,661	3,570	6	85
奈良地管内	224	215	－	9	995	971	－	24
大津地管内	194	190	－	4	816	803	－	13
和歌山地管内	112	111	－	1	527	522	－	5
名古屋地管内	1,021	999	3	19	5,477	5,397	5	75
津地管内	20	20	－	－	1,096	1,066	1	29
岐阜地管内	433	425	－	8	790	772	－	18
福井地管内	243	239	－	4	359	355	－	4
金沢地管内	118	116	－	2	575	569	－	6
富山地管内	156	151	4	1	379	370	1	8
広島地管内	392	375	－	17	1,790	1,732	－	58
山口地管内	84	84	－	－	636	611	－	25
岡山地管内	213	212	－	1	1,092	1,085	－	7
鳥取地管内	87	84	－	3	246	244	－	2
松江地管内	4	4	－	－	382	377	－	5
福岡地管内	337	334	－	3	3,494	3,469	1	24
佐賀地管内	36	35	－	1	532	518	－	14
長崎地管内	26	26	－	－	550	544	－	6
大分地管内	31	31	－	－	478	476	－	2
熊本地管内	150	149	－	1	797	792	－	5
鹿児島地管内	138	133	－	5	601	591	－	10
宮崎地管内	135	131	－	4	558	553	－	5
那覇地管内	－	－	－	－	1,293	1,286	5	2
仙台地管内	272	265	－	7	1,091	1,083	－	8
福島地管内	94	94	－	－	868	863	－	5
山形地管内	134	132	－	2	286	283	1	2
盛岡地管内	30	30	－	－	469	466	－	3
秋田地管内	73	73	－	－	144	143	－	1
青森地管内	63	63	－	－	510	504	－	6
札幌地管内	1,003	986	－	17	1,335	1,313	－	22
函館地管内	4	4	－	－	221	211	－	10
旭川地管内	39	39	－	－	275	272	－	3
釧路地管内	－	－	－	－	487	483	－	4
高松地管内	207	207	－	－	746	741	－	5
徳島地管内	81	81	－	－	185	184	－	1
高知地管内	150	142	－	8	420	412	1	7
松山地管内	142	142	－	－	413	409	－	4

（注）１　延べ人員である。
　　２　速報値である。

通常第一審における保釈率、保釈請求率及び保釈許可率（地裁）

区分／年次	新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員		保釈率 (D/B) (%)	保釈許可率 (D+E/C) (%)	保釈請求率 (C/B) (%)
				終局前 (D)	終局後 (E)			
平成２８年	71,900	47,256	22,623	14,500	1,123	30.7	69.1	47.9
２９	68,830	44,791	22,061	14,551	1,335	32.5	72.0	49.3
３０	69,028	44,490	21,398	14,815	1,486	33.3	76.2	48.1
令和元年	67,554	43,080	22,228	14,247	1,330	33.1	70.1	51.6
2	66,939	42,687	22,881	13,834	768	32.4	63.8	53.6
3	65,151	40,531	22,284	13,302	642	32.8	62.6	55.0
4	59,503	37,103	20,261	12,224	566	32.9	63.1	54.6
5	64,987	40,177	20,984	12,663	531	31.5	62.9	52.2
6	69,652	41,974	22,642	13,603	560	32.4	62.6	53.9
7	72,482	43,359	23,490	13,955	500	32.2	61.5	54.2

（注）１　延べ人員である。
２　「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。
３　「保釈が請求された人員」には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度１人として計上した。
４　最新年は速報値である。

通常第一審における終局人員の身柄処理状況（地裁）

区分 / 年次	起訴後の処遇			
	終局人員 (A)	勾留された人員 (B)	保釈された人員 (C)	保釈率 (C/B) (%)
平成２８年	53,247	40,480	11,654	28.8
２９	50,591	38,028	11,589	30.5
３０	49,810	36,956	11,375	30.8
令和元年	48,751	35,850	11,466	32.0
2	47,117	35,173	10,914	31.0
3	46,735	34,315	10,783	31.4
4	42,278	30,713	9,891	32.2
5	43,882	31,947	10,185	31.9
6	47,558	33,947	10,956	32.3
7	49,245	35,122	11,128	31.7

（注）１　実人員である。
２　本表にいう保釈率は、勾留された終局人員に対する割合であり、①の表にいう保釈率とは異なる。
３　「保釈された人員」とは、保釈保証金の納付等により身柄が釈放された人員をいう。
４　最新年は速報値である。

刑事補償（拘禁補償）決定報告事例（令和7年度確定分）

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
1	山口地裁岩国支部	詐欺	R6.12.26	R7.1.7	2,812,500
2	大阪地裁	覚醒剤取締法違反	R6.12.26	R7.1.7	290,000
3	東京地裁	殺人未遂	R6.12.25	R7.1.7	4,480,000
4	福島地裁郡山支部	傷害致死	R7.1.8	R7.1.15	4,225,000
5	福岡高裁宮崎支部	横領	R6.12.24	R7.1.15	1,512,500
6	松江地裁	詐欺	R7.1.8	R7.1.15	3,687,500
7	佐賀地裁	傷害	R7.1.10	R7.1.15	3,912,500
8	松山地裁	詐欺（予備的訴因：詐欺未遂）	R7.1.15	R7.1.21	3,836,000
9	静岡地裁沼津支部	覚醒剤取締法違反	R7.1.21	R7.1.28	2,484,000
10	広島地裁	窃盗	R7.1.24	R7.2.1	264,000
11	福岡地裁	電子計算機使用詐欺	R7.1.31	R7.2.11	3,875,000
12	京都地裁	窃盗	R7.2.3	R7.2.13	3,487,500
13	水戸地裁下妻支部	著作権法違反、関税法違反	R7.2.5	R7.2.18	2,325,000
14	大阪地裁堺支部	覚醒剤取締法違反	R7.2.5	R7.2.18	1,360,000
15	福岡地裁	福岡県迷惑行為防止条例違反	R7.2.14	R7.2.26	2,156,000
16	大阪地裁	不正競争防止法違反	R7.2.17	R7.2.26	87,500
17	大阪地裁	不正競争防止法違反	R7.2.17	R7.2.26	50,000
18	大阪地裁	不正競争防止法違反	R7.2.17	R7.2.26	50,000
19	大阪地裁	横領	R7.2.20	R7.2.26	225,000
20	鳥取地裁米子支部	窃盗	R7.2.28	R7.3.5	5,162,500
21	千葉地裁	麻薬及び向精神薬取締法違反	R7.3.3	R7.3.16	1,940,000
22	福岡地裁	住居侵入、窃盗	R7.3.7	R7.3.18	2,380,000
23	福岡高裁宮崎支部	住居侵入、殺人	R7.3.6	R7.3.19	10,400,000
24	宮崎地裁	監禁	R7.3.18	R7.3.25	750,000
25	和歌山地裁	窃盗	R7.3.19	R7.3.25	287,500
26	大阪地裁	大麻取締法違反、関税法違反	R7.3.18	R7.3.25	4,425,000
27	大阪地裁	傷害	R7.3.18	R7.3.25	2,650,000
28	静岡地裁	住居侵入、強盗殺人、放火	R7.3.24	R7.3.25	217,362,500
29	大阪地裁	窃盗	R7.3.19	R7.3.26	220,000
30	東京高裁	詐欺	R7.3.24	R7.3.29	3,427,083
31	東京地裁	傷害	R7.3.26	R7.4.1	210,000
32	大津地裁	威力業務妨害	R7.3.31	R7.4.1	350,000
33	大津地裁	威力業務妨害	R7.3.31	R7.4.1	1,812,500
34	大津地裁	威力業務妨害	R7.3.31	R7.4.1	350,000
35	大津地裁	威力業務妨害	R7.3.31	R7.4.1	312,500
36	大津地裁	威力業務妨害	R7.3.31	R7.4.1	350,000
37	那覇地裁	強制性交等（変更後の訴因：準強制性交等致傷、強制性交等致傷）	R7.3.27	R7.4.1	2,937,500

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
38	神戸地裁	盗品等有償譲受け、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	R7.3.24	R7.4.1	5,537,500
39	大津地裁	威力業務妨害	R7.3.31	R7.4.2	1,062,500
40	青森地裁八戸支部	不同意わいせつ	R7.3.24	R7.4.2	1,000,000
41	千葉地裁	覚醒剤取締法違反	R7.3.27	R7.4.5	8,100,000
42	静岡地裁浜松支部	非現住建造物等放火、現住建造物等放火	R7.3.31	R7.4.5	5,262,500
43	大津地裁	恐喝未遂	R7.3.31	R7.4.8	1,137,500
44	大阪地裁	不正競争防止法違反	R7.2.17	R7.4.8	50,000
45	大阪地裁	傷害	R7.5.19	R7.5.27	637,500
46	福岡地裁	暴行	R7.5.16	R7.5.27	2,637,500
47	水戸地裁龍ケ崎支部	過失運転致死	R7.5.21	R7.5.28	262,500
48	横浜地裁小田原支部	神奈川県迷惑行為防止条例違反	R7.5.27	R7.6.2	2,112,500
49	東京地裁	詐欺	R7.5.29	R7.6.7	2,500,000
50	福島地裁	窃盗	R7.6.9	R7.6.14	1,704,000
51	大阪地裁	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	R7.6.13	R7.6.24	2,028,000
52	広島地裁福山支部	建造物侵入	R7.6.30	R7.7.9	114,000
53	長野地裁	建造物侵入、窃盗	R7.7.3	R7.7.9	4,960,000
54	札幌高裁	過失運転致死	R7.7.24	R7.7.30	37,500
55	札幌地裁	不同意性交等	R7.7.31	R7.8.5	1,787,500
56	大阪地裁	不同意性交等	R7.7.14	R7.8.5	3,237,500
57	大阪地裁	偽造有価証券輸入、関税法違反	R7.7.28	R7.8.6	4,650,000
58	那覇地裁	傷害	R7.8.7	R7.8.13	1,875,000
59	東京地裁	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反	R7.8.7	R7.8.13	50,000
60	東京地裁	準強制わいせつ	R7.8.12	R7.8.19	1,312,500
61	名古屋地裁	死体遺棄	R7.8.12	R7.8.26	4,087,500
62	大阪地裁	非現住建造物等放火	R7.9.2	R7.9.9	3,454,000
63	青森地裁	暴行	R7.9.22	R7.10.2	1,375,000
64	熊本地裁	住居侵入、窃盗、窃盗未遂、建造物侵入	R7.9.29	R7.10.7	8,775,000
65	大阪地裁	強制性交等	R7.9.30	R7.10.7	3,000,000
66	静岡地裁	覚醒剤取締法違反	R7.10.2	R7.10.7	5,570,000
67	那覇地裁	殺人	R7.10.1	R7.10.8	4,787,500
68	東京地裁立川支部	傷害、暴行	R7.10.3	R7.10.11	3,675,000
69	横浜地裁	傷害致死	R7.10.20	R7.10.28	1,975,000
70	宇都宮地裁	覚醒剤取締法違反	R7.10.15	R7.10.28	5,710,000
71	大阪地裁	金融商品取引法違反	R7.10.28	R7.11.11	300,000
72	横浜地裁	殺人	R7.11.7	R7.11.15	2,805,000
73	京都地裁	大麻取締法違反	R7.10.23	R7.11.26	1,476,000
74	大阪地裁	有印私文書偽造・同行使、詐欺	R7.11.19	R7.11.26	1,600,000
75	さいたま地裁	傷害	R7.11.21	R7.12.2	1,150,000

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定確定日	補償額
76	大阪高裁	準強制わいせつ	R7.11.25	R7.12.4	1,812,500
77	大阪地裁	傷害（変更後の訴因：暴力行為等処罰に関する法律違反）、詐欺	R7.11.26	R7.12.6	2,650,000
78	大阪地裁	電子計算機使用詐欺	R7.11.25	R7.12.9	1,775,000
79	横浜地裁	強制わいせつ	R7.12.4	R7.12.13	750,000
80	熊本地裁	偽造通貨輸入・同行使（変更後の訴因：偽造通貨輸入・同行使、関税法違反）	R7.12.10	R7.12.16	8,662,500
81	福島地裁郡山支部	傷害	R7.12.16	R7.12.23	2,300,000
82	名古屋高裁	覚醒剤取締法違反	R7.12.18	R7.12.23	8,162,500
83	東京高裁	名誉毀損	R7.12.22	R7.12.27	25,000

※　令和7年1月1日から令和7年12月31日までに刑事補償決定が確定したもの。ただし、不服申立てがあり、原審で確定しなかったものを除く。

1　検察審査会における起訴相当等議決事件、検察官の事後措置、起訴議決事件及び起訴事件の第一審裁判結果調査表－令和７年

区分	議決結果			検察官の事後措置		起訴議決	第一審裁判結果													無罪（免訴・公訴棄却を含む）
							財産刑							自由刑						
	起訴相当	不起訴不当	計	起訴	不起訴維持		一万円以下	一万円超五万円以下	五万円超一〇万円以下	一〇万円超一五万円以下	一五万円超三〇万円以下	三〇万円超五〇万円以下	五〇万円を超えるもの	計	六月未満	六月以上一年未満	一年以上二年未満	二年以上三年未満	三年以上	計	
計	2	123	125	13	88	0	0	1	4	3	4	0	1	13	0	0	0	0	0	0	3

（注）１　本表の数値は、速報値である。
　　２　検察官の事後措置、起訴議決、第一審裁判結果は、必ずしもその年の議決結果に対応するものではない。

2　検察審査会における起訴相当等議決事件調査表（罪名別）－令和７年

（刑法犯）

区分＼罪名		文書偽造	不同意わいせつ、不同意性交等、同致死傷等	職権濫用、同致死傷等	特別公務員暴行陵虐、同致死傷	贈収賄	傷害、同致死	暴行	業務上過失致死傷	脅迫、強要	名誉毀損、侮辱	窃盗	強盗、同致死傷等	詐欺	背任	恐喝	業務上横領	常習賭博	刑法犯計
議決結果	起訴相当																		0
	不起訴不当	5	13	2	1	1	8	1	1	1	7	3	2	5	1	2	1	13	67
計		5	13	2	1	1	8	1	1	1	7	3	2	5	1	2	1	13	67

（特別法犯）

区分＼罪名		公職選挙法	道路交通法	暴力行為等処罰に関する法律	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	政治資金規正法	著作権法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	農地法	和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例	民事執行法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別法犯合計
議決結果	起訴相当					1					1			2
	不起訴不当	6	1	1	11	22	1	2	2	1	6	2	1	56
計		6	1	1	11	23	1	2	2	1	7	2	1	58

（注）　１　本表の数値は、速報値である。
２　罪名は申立書記載の罪名（職権の場合は不起訴裁定書記載の罪名）である。
３　「不同意わいせつ、不同意性交等、同致死傷等」には、平成２９年法律第７２号による改正前の「強かん、強かん等致死傷」（１７７条～１７９条、１８１条）及び令和５年法律第６６号による改正前の「強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等」（１７６条～１８１条）を含む。

家事事件・人事訴訟事件の新受、既済及び未済件数(平成28年～令和7年)

	家事事件総数			家事審判事件			家事調停事件			人事訴訟事件			その他		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成28年	1,022,766	1,023,687	132,444	835,713	838,566	58,466	140,641	138,701	60,989	10,004	9,949	9,793	36,408	36,471	3,196
平成29年	1,050,183	1,051,731	130,896	863,882	867,597	54,751	139,274	137,194	63,069	9,827	9,973	9,647	37,200	36,967	3,429
平成30年	1,066,322	1,060,706	136,512	883,000	879,230	58,521	135,783	134,079	64,773	9,272	9,474	9,445	38,267	37,923	3,773
令和元年	1,091,804	1,082,432	145,884	907,798	904,753	61,566	136,358	130,519	70,612	9,042	8,827	9,660	38,606	38,333	4,046
令和2年	1,105,379	1,092,002	159,261	926,830	921,166	67,230	130,936	124,346	77,202	8,568	8,156	10,072	39,045	38,334	4,757
令和3年	1,150,372	1,155,623	154,010	967,412	966,780	67,862	132,556	139,190	70,568	10,094	9,173	10,993	40,310	40,480	4,587
令和4年	1,147,681	1,146,509	155,182	976,082	972,996	70,948	123,760	125,438	68,890	8,984	9,171	10,806	38,855	38,904	4,538
令和5年	1,182,510	1,179,339	158,353	1,007,580	1,005,807	72,721	126,185	124,341	70,734	8,830	9,041	10,595	39,915	40,150	4,303
令和6年	1,217,392	1,215,641	160,103	1,042,229	1,040,454	74,496	128,472	128,172	71,034	9,074	8,965	10,704	37,617	38,050	3,869
令和7年	1,230,948	1,222,970	168,081	1,060,377	1,054,071	80,801	129,993	128,084	72,943	8,762	8,930	10,536	31,816	31,885	3,801

1　令和7年の数値は、速報値である。なお、令和7年の各未済件数は速報値であるため、前年未済件数＋当年新受件数－当年既済件数と一致していない点にご留意頂きたい。

2　家事事件総数、家事審判事件及び家事調停事件における数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

3　「その他」は、通常訴訟事件、子の返還申立事件、家事抗告提起事件、民事控訴提起事件、飛躍上告提起事件、飛躍上告受理申立事件、再審事件、保全命令事件、家事共助事件、家事雑事件の件数の合計である。

成年後見関係事件の新受、既済及び未済件数（平成28年～令和7年）

	後見開始等事件			保佐開始等事件			補助開始等事件			後見等監督処分事件			後見人等の報酬付与事件			任意後見契約に関する法律関係事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成28年	26,970	27,246	2,869	12,374	12,364	1,955	3,943	3,970	566	141,222	142,083	15,643	123,599	123,814	4,428	3,895	3,961	309
平成29年	27,918	27,801	2,986	13,361	13,168	2,148	4,098	4,065	599	153,253	155,834	13,062	137,722	138,343	3,807	4,332	4,337	304
平成30年	28,105	27,961	3,130	14,442	14,209	2,381	4,458	4,383	674	162,084	161,079	14,067	146,984	146,153	4,638	4,512	4,479	337
令和元年	26,571	26,524	3,177	15,513	15,286	2,608	5,661	5,408	927	166,927	167,248	13,746	157,017	156,921	4,734	4,619	4,619	337
令和2年	26,442	26,434	3,185	17,270	16,898	2,980	7,426	7,160	1,193	169,321	168,719	14,348	165,818	165,327	5,225	4,745	4,722	360
令和3年	28,143	27,859	3,469	18,715	18,494	3,201	7,974	7,880	1,287	173,445	173,557	14,236	178,041	177,472	5,794	4,895	4,907	348
令和4年	28,077	28,049	3,497	18,727	18,649	3,279	7,504	7,555	1,236	177,320	176,689	14,867	189,334	188,674	6,454	5,049	4,982	415
令和5年	28,440	28,375	3,562	20,216	19,926	3,569	7,724	7,703	1,257	176,781	176,592	15,056	195,897	195,689	6,662	5,225	5,225	415
令和6年	28,918	28,904	3,576	20,696	20,508	3,757	8,434	8,202	1,489	175,119	174,613	15,562	203,043	203,052	6,653	5,156	5,170	401
令和7年	29,295	29,049	3,822	21,908	21,633	4,032	9,224	9,164	1,549	176,766	174,647	17,681	208,638	205,918	9,373	5,172	5,078	495

1 後見開始等事件とは、後見開始の審判及びその取消事件をいう。

2 保佐開始等事件とは、保佐開始の審判、その取消しその他の保佐に関する処分事件をいう。

3 補助開始等事件とは、補助開始の審判、その取消しその他の補助に関する処分事件をいう。

4 後見等監督処分事件とは、後見、保佐又は補助の事務の報告その他の後見等の事務に関する処分事件をいう。

5 後見人等の報酬付与事件とは、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に対する報酬の付与事件をいう。

6 任意後見契約に関する法律関係事件とは、任意後見監督人選任、任意後見監督処分及び任意後見監督人の報酬等任意後見契約に関する法律に基づいて申し立てられた事件をいう。

7 令和7年の数値は、速報値である。

特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の既済件数（終局区分別）
（平成28年～令和7年）

特別養子縁組

	既済総数	終局区分別件数			
		認容	却下	取下げ	その他
平成28年	584	495	18	69	2
平成29年	713	616	21	69	7
平成30年	719	624	18	77	0
令和元年	833	711	25	93	4
令和2年	814	693	18	100	3
令和3年	814	683	25	103	3
令和4年	692	580	18	92	2
令和5年	676	587	12	74	3
令和6年	652	563	17	67	5
令和7年	743	669	13	60	1

養子縁組許可

	既済総数	終局区分別件数			
		認容	却下	取下げ	その他
平成28年	1092	744	39	297	12
平成29年	921	625	31	255	10
平成30年	937	619	17	289	12
令和元年	986	677	21	276	12
令和2年	866	606	15	237	8
令和3年	726	515	15	188	8
令和4年	601	421	15	154	11
令和5年	747	517	25	191	14
令和6年	639	430	21	170	18
令和7年	684	445	22	202	15

（注）令和7年の数値は、速報値である。

特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の既済件数（養親となる者と養子となる者との関係別）

（平成28年4月～平成29年3月）

		既済総数	終局区分別件数			
			認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立		607	538	14	53	2
	親族	80	35	9	35	1
	里親	366	358	2	5	1
	その他	161	145	3	13	0
養子縁組許可		711	480	31	198	2
	親族	524	365	12	145	2
	里親	24	23	0	1	0
	その他	163	92	19	52	0
合計		1,318	1,018	45	251	4

（注）数値は、実情調査の結果に基づく概数である。
（注）各表の上部記載の期間以外の数値は、把握していない。

（令和2年4月～同年12月）

		既済総数	終局区分別件数			
			認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立		244	179	6	57	2
	養親	39	18	3	16	2
	親族	33	4	2	27	0
	里親	132	126	0	6	0
	その他	40	31	1	8	0

（令和3年1月～同年12月）

		既済総数	終局区分別件数			
			認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立		783	659	22	99	3
	養親	109	61	14	34	0
	親族	53	19	4	30	0
	里親	492	477	1	12	2
	その他	129	102	3	23	1

（令和4年1月～同年12月）

		既済総数	終局区分別件数			
			認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立		662	568	17	77	0
	養親	100	66	8	26	0
	親族	65	29	5	31	0
	里親	412	404	2	6	0
	その他	85	69	2	14	0

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づ
子の返還申立事件の新受、既済及び未済件数（平成28年～令和7年）

	新受	既済	未済
平成28年	25	25	5
平成29年	12	15	2
平成30年	27	25	4
令和元年	16	19	1
令和2年	18	15	4
令和3年	9	11	2
令和4年	22	17	7
令和5年	17	22	2
令和6年	15	14	3
令和7年	25	22	6

（注）令和7年の数値は、速報値である。

終局区分別既済件数

	既済総数	終局区分別件数				
		認容	却下	調停成立	取下げ	その他
平成28年	25	6	5	8	4	2
平成29年	15	5	0	8	1	1
平成30年	25	6	5	12	2	0
令和元年	19	3	3	11	0	2
令和2年	15	5	3	4	1	2
令和3年	11	4	0	4	2	1
令和4年	17	8	3	6	0	0
令和5年	22	6	4	10	2	0
令和6年	14	4	1	6	1	2
令和7年	22	1	1	19	0	1

（注）数値は、実情調査の結果に基づく概数である。
（注）調停成立は、手続上、子の返還申立事件について申立ての取下げが
あったものとみなされる（法147条）。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に
基づく面会交流の調停等申立事件の新受件数（平成28年～令和7年）

	件数
平成28年	10
平成29年	3
平成30年	3
令和元年	0
令和2年	4
令和3年	5
令和4年	7
令和5年	14
令和6年	3
令和7年	3

（注）数値は、実情調査の結果に基づく概数であり、標記面会交流事件として
当該年に把握したものである。
（注）移送で係属した事件を含む。
（注）既済及び未済件数については把握していない。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく

子の返還申立事件の平均審理期間（平成28年～令和7年）

	平均審理期間（日）
平成28年	103.0
平成29年	52.3
平成30年	51.8
令和元年	53.6
令和2年	67.5
令和3年	67.7
令和4年	59.0
令和5年	71.2
令和6年	59.4
令和7年	69.0

（注）数値は、実情調査の結果に基づく概数である。

（注）移送で係属又は終局した事件を含む。

（注）同法律に基づく面会交流の調停等申立事件の平均審理期間については把握していない。

少年保護事件（一般保護事件、道路交通保護事件別）及び準少年保護事件の新受、既済及び未済人員（平成28年～令和7年）

		新受	既済	未済
平成28年	少年総数	81,998	83,908	11,424
	少年一般保護	62,888	64,280	9,265
	道路交通保護	19,110	19,628	2,159
	準少年保護	605	600	82
平成29年	少年総数	73,353	74,441	10,336
	少年一般保護	56,386	57,325	8,326
	道路交通保護	16,967	17,116	2,010
	準少年保護	666	646	102
平成30年	少年総数	64,869	65,636	9,569
	少年一般保護	49,599	50,238	7,687
	道路交通保護	15,270	15,398	1,882
	準少年保護	585	593	94
令和元年	少年総数	56,408	56,959	9,018
	少年一般保護	43,066	43,474	7,279
	道路交通保護	13,342	13,485	1,739
	準少年保護	567	570	91
令和2年	少年総数	51,485	52,620	7,883
	少年一般保護	38,547	39,628	6,198
	道路交通保護	12,938	12,992	1,685
	準少年保護	534	536	89
令和3年	少年総数	45,873	46,527	7,229
	少年一般保護	34,472	34,973	5,697
	道路交通保護	11,401	11,554	1,532
	準少年保護	494	503	80
令和4年	少年総数	44,629	43,802	8,056
	少年一般保護	33,849	33,001	6,545
	道路交通保護	10,780	10,801	1,511
	準少年保護	413	465	28
令和5年	少年総数	52,642	51,155	9,543
	少年一般保護	40,253	39,095	7,703
	道路交通保護	12,389	12,060	1,840
	準少年保護	37	64	1
令和6年	少年総数	56,259	55,723	10,079
	少年一般保護	43,074	42,454	8,323
	道路交通保護	13,185	13,269	1,756
	準少年保護	17	16	2
令和7年	少年総数	62,565	60,872	11,772
	少年一般保護	47,635	46,352	9,606
	道路交通保護	14,930	14,520	2,166
	準少年保護	15	16	1

（注）　1　一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通保護事件を除いたものをいう。
2　道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。
3　令和7年の数値は速報値である。

少年一般保護事件における逆送決定により終局した人員（行為時年齢別、平成28年～令和7年）

	総数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
平成28年	109	0	0	4	7	20	78
平成29年	107	0	0	2	2	30	73
平成30年	108	0	0	1	6	24	77
令和元年	99	0	1	0	5	29	64
令和2年	96	0	0	2	4	32	58
令和3年	79	0	1	8	5	16	49
令和4年	186	0	0	0	10	63	113
令和5年	288	0	0	1	5	94	188
令和6年	312	0	1	3	11	114	183
令和7年	357	0	0	7	26	118	206

（注）1　一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。

2　次の事件を除く。

(1)　簡易送致事件

(2)　（無免許）過失運転致死傷事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による過失致死傷事件、車両運転による業務上（重）過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び（無免許）危険運転致死傷事件（いずれも令和4年3月以前終局分のみ）

(3)　移送・回付で終局した事件

(4)　併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）

3　令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった、上記2(2)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。

なお、令和3年までとの比較のため、可能な限り令和4年3月終局分までと近い方法（※）で令和4年4月以降終局分を算出した場合の令和4年から令和7年までの数値は、令和4年総数99人（内訳：行為時年齢17歳7人、18歳32人、19歳60人）、令和5年総数153人（内訳：行為時年齢16歳1人、17歳3人、18歳53人、19歳96人）、令和6年総数151人（内訳：行為時年齢15歳1人、16歳2人、17歳9人、18歳56人、19歳83人）、令和7年総数206人（内訳：行為時年齢16歳6人、17歳16人、18歳66人、19歳118人）である。

※　統計取得方法変更後の集計対象事件から、（無免許）過失運転致死傷事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件及び（無免許）危険運転致死傷事件を除外した。

4　本表でいう逆送決定とは、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定をいう。

5　令和7年の数値は速報値である。

少年法22条の3第1項、同第2項及び22条の5第2項により各国選付添人が付された人員（既済）及び弁護士（国選）付添人の選任数（平成28年～令和7年）

	22条の3第1項による選任		22条の3第2項による選任		22条の5第2項による選任	
	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数
平成28年	3	3	3,200	3,242	10	10
平成29年	3	3	3,129	3,159	11	11
平成30年	2	2	3,407	3,442	6	6
令和元年	3	3	3,105	3,116	7	7
令和2年	6	9	2,938	2,976	8	8
令和3年	4	5	2,564	2,596	5	5
令和4年	1	1	2,580	2,612	9	9
令和5年	3	3	3,395	3,427	5	5
令和6年	5	7	3,738	3,768	6	6
令和7年	4	4	4,337	4,372	2	2

（注）1　移送・回付・併合で終局した事件を除く。
2　数値は裁判統計報告書及び各庁からの報告に基づくものである。

一般保護事件における検察官関与決定のあった人員（平成28年～令和7年）

	検察官関与決定
平成28年	29
平成29年	41
平成30年	43
令和元年	39
令和2年	35
令和3年	35
令和4年	35
令和5年	34
令和6年	44
令和7年	38

（注）1　一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。
2　次の事件を除く。
(1)　簡易送致事件
(2)　（無免許）過失運転致死傷事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件及び（無免許）危険運転致死傷事件
(3)　車両運転による過失運転致死傷事件、車両運転による業務上（重）過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件（いずれも令和4年3月以前終局分のみ）
(4)　移送・回付で終局した事件
(5)　併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）
3　令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった上記2(3)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。
4　令和7年の数値は速報値である。

少年補償事件決定報告事例（令和７年確定分）

番号	裁判所名	非行なしとなった保護事件	補償決定日	補償額（円）
1	東京家裁	傷害	令和7年3月28日	175,000
2	千葉家裁八日市場支部	偽計業務妨害	令和7年3月11日	99,000
3	大阪家裁	恐喝	令和7年4月21日	0
4	大阪家裁	銃砲刀剣類所持等取締法違反	令和7年5月30日	0
5	東京家裁	出入国管理及び難民認定法違反	令和7年9月8日	126,000
6	さいたま家裁	傷害	令和7年9月4日	0
7	さいたま家裁	恐喝未遂、傷害	令和7年9月18日	220,000
8	さいたま家裁	窃盗	令和7年9月10日	0
9	さいたま家裁	窃盗	令和7年9月10日	0
10	東京家裁	暴力行為等処罰に関する法律違反	令和7年10月3日	100,000
11	大阪家裁	建造物侵入	令和7年10月28日	0
12	さいたま家裁	窃盗	令和7年11月12日	63,000

（注）この一覧表は、令和７年１月１日から令和７年１２月末日までに確定した少年補償事件につき、令和８年１月２０日までの報告に基づいて作成したものである。

民事通常訴訟平均審理期間

（単位：月）

	第一審		控訴審		上告審		
	簡易裁判所	地方裁判所	地方裁判所	高等裁判所	高等裁判所	最高裁判所	
						上告	上告受理
平成２８年	2.8	8.6	7.3	5.8	5.2	3.5	3.6
平成２９年	2.8	8.7	7.5	5.7	4.2	2.7	2.9
平成３０年	2.7	9.0	5.2	5.7	3.9	2.5	2.7
令和元年	2.8	9.5	5.1	5.8	4.0	3.2	3.4
令和２年	3.7	9.9	5.8	6.8	4.1	4.8	5.1
令和３年	3.7	10.5	5.3	6.7	3.0	3.2	3.5
令和４年	3.4	10.5	5.4	6.5	4.4	3.3	3.6
令和５年	3.1	9.8	5.1	6.5	4.4	3.3	3.6
令和６年	3.1	9.2	5.0	6.4	4.3	3.7	3.9
令和７年	3.5	8.9	4.9	6.3	3.3	3.5	3.8

（注）１　令和７年の数値は、速報値である。
　　２　第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。
　　３　最高裁判所が上告審の場合、上告審に直接上告状を提出したものは含まれていない。

刑事通常訴訟平均審理期間（審級別）

（単位：月）

年度	第一審		控訴審	上告審
	簡易裁判所	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所
平成２８年	2.2	3.2	3.3	2.8
２９	2.2	3.2	3.4	2.9
３０	2.2	3.3	3.4	2.9
令和元年	2.4	3.4	3.4	2.8
2	2.5	3.6	3.7	3.1
3	2.5	3.7	3.7	2.9
4	2.5	3.8	3.9	2.7
5	2.5	3.9	3.9	2.8
6	2.7	3.9	4.0	2.9
7	2.9	4.0	4.0	3.0

（注）最新年は速報値である。

行政訴訟事件の平均審理期間

（単位：月）

	第一審		控訴審	上告審	
	地方裁判所	高等裁判所	高等裁判所	上告事件	上告受理事件
平成28年	14.4	8.0	5.9	4.7	5.4
平成29年	15.2	9.6	5.7	3.9	4.0
平成30年	14.5	9.2	6.1	3.2	3.5
令和元年	16.2	8.0	6.1	2.9	3.2
令和2年	15.9	9.9	7.6	4.2	4.5
令和3年	18.0	9.9	7.5	2.8	3.2
令和4年	16.4	8.5	7.3	2.4	2.9
令和5年	17.3	9.5	7.6	2.9	2.6
令和6年	14.8	8.7	7.1	3.9	4.0
令和7年	14.4	7.3	7.1	3.8	4.0

（注）令和7年の数値は、速報値である。

医事関係事件の平均審理期間

（単位：月）

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成28年	23.2	6.9
平成29年	24.4	7.7
平成30年	23.5	7.8
令和元年	25.2	8.4
令和2年	26.1	9.6
令和3年	26.7	9.0
令和4年	26.4	7.9
令和5年	26.4	8.3
令和6年	24.7	7.5
令和7年	24.1	8.0

（注）1　令和7年の数値は、速報値である。
　　2　上告審については把握していない。
　　3　第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

建築関係事件の平均審理期間

（単位：月）

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成28年	16.3	7.3
平成29年	15.9	7.8
平成30年	16.0	7.7
令和元年	16.5	6.6
令和2年	16.9	7.9
令和3年	19.2	8.7
令和4年	20.0	7.2
令和5年	19.9	8.9
令和6年	18.7	8.1
令和7年	18.8	8.8

（注）1　令和7年の数値は、速報値である。
　　2　上告審については把握していない。
　　3　第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

労働関係民事訴訟事件の平均審理期間

（単位：月）

	第一審	控訴審
	地方裁判所	高等裁判所
平成28年	14.3	5.6
平成29年	14.7	6.0
平成30年	14.5	6.0
令和元年	15.5	6.2
令和2年	15.9	7.3
令和3年	16.7	6.9
令和4年	17.2	6.6
令和5年	17.9	6.4
令和6年	16.1	6.9
令和7年	16.3	6.7

（注1）令和7年の数値は、速報値である。

（注2）上告審については把握していない。

労働審判事件の平均審理期間

（単位：月）

平成28年	2.6
平成29年	2.6
平成30年	2.7
令和元年	2.9
令和2年	3.6
令和3年	3.0
令和4年	3.0
令和5年	3.0
令和6年	3.2
令和7年	3.3

（注）令和7年の数値は、速報値である。

知的財産権関係民事訴訟事件の平均審理期間

（単位：月）

	第一審	控訴審
	地方裁判所	高等裁判所
平成28年	14.0	8.0
平成29年	13.0	7.5
平成30年	12.9	7.7
令和元年	15.2	7.3
令和2年	15.4	9.4
令和3年	16.2	7.5
令和4年	16.7	8.7
令和5年	15.8	8.1
令和6年	15.4	7.7
令和7年	14.2	8.0

（注1）令和7年の数値は、速報値である。

（注2）上告審については把握していない。

交通関係訴訟事件の平均審理期間

（単位：月）

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成28年	8.8	4.8
平成29年	8.9	4.7
平成30年	8.9	4.7
令和元年	9.2	4.9
令和2年	9.8	5.6
令和3年	10.2	5.1
令和4年	9.9	5.1
令和5年	9.4	5.1
令和6年	9.0	5.0
令和7年	8.9	5.2

（注）1　令和7年の数値は、速報値である。
　　2　上告審については把握していない。
　　3　第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

人証調べのある民事第一審訴訟事件の平均審理期間（対席判決、和解）

（単位：月）

	平均審理期間	
	対席判決	和解
平成２８年	20.6	19.3
平成２９年	20.7	19.4
平成３０年	21.4	20.1
令和元年	21.9	20.7
令和２年	23.0	21.9
令和３年	23.4	21.5
令和４年	23.6	22.6
令和５年	23.9	22.4
令和６年	23.6	22.1
令和７年	23.3	21.7

（注）１　令和７年の数値は、速報値である。

２　対象事件は、地裁民事第一審訴訟事件のほか、家裁における第一審（人事訴訟等）を含む。

家事事件及び人事訴訟事件の平均審理期間（平成28年～令和7年）

家事事件の平均審理期間（月）

	審判事件全体	別表第一（甲類）審判事件	別表第二（乙類）審判事件	調停事件全体
平成28年	1.1	1.0	5.6	5.5
平成29年	1.1	1.0	5.6	5.8
平成30年	1.1	1.0	5.7	6.0
令和元年	1.1	1.0	5.8	6.3
令和2年	1.2	1.1	6.0	7.2
令和3年	1.1	1.0	6.0	7.4
令和4年	1.1	1.0	6.1	7.2
令和5年	1.1	1.0	6.3	7.2
令和6年	1.1	1.0	6.0	7.2
令和7年	1.2	1.1	6.0	7.2

（注） 令和7年の数値は、速報値である。

人事訴訟事件の平均審理期間（月）

	人事訴訟全体
平成28年	12.3
平成29年	12.5
平成30年	12.8
令和元年	13.2
令和2年	13.8
令和3年	13.8
令和4年	14.3
令和5年	14.9
令和6年	14.8
令和7年	15.0

（注） 令和7年の数値は、速報値である。

少年保護事件の平均審理期間(一般、道路交通別、平成28年～令和7年)

一般保護事件

	平均審理期間(月)
平成28年	2.4
平成29年	2.5
平成30年	2.6
令和元年	2.7
令和2年	3.1
令和3年	2.7
令和4年	2.3
令和5年	2.4
令和6年	2.5
令和7年	2.5

(注)1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。
2 次の事件を除く。
(1) 簡易送致事件
(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による過失致死傷事件、車両運転による業務上(重)過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件(いずれも令和4年3月以前終局分のみ)
(3) 移送・回付で終局した事件
(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)
3 令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった、上記2(2)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。
なお、令和3年までとの比較のため、可能な限り令和4年3月終局分までと近い方法(※)で令和4年4月以降終局分を算出した場合の令和4年から令和7年までの数値は、令和4年の平均審理期間2．7月、令和5年の平均審理期間2．7月、令和6年の平均審理期間2．8月、令和7年の平均審理期間2．8月である。
※ 統計取得方法変更後の集計対象事件から、(無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件を除外した。
4 令和7年の数値は速報値である。

道路交通保護事件

	平均審理期間(月)
平成28年	1.6
平成29年	1.6
平成30年	1.6
令和元年	1.6
令和2年	1.8
令和3年	1.7
令和4年	1.7
令和5年	1.5
令和6年	1.6
令和7年	1.6

(注)1 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。
2 令和5年以降の数値は、次の事件を除いた数値である。
(1) 簡易送致事件
(2) 反則金不納付事件
(3) 移送・回付で終局した事件
(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)
3 令和7年の数値は速報値である。

民事第一審訴訟事件の合議率

	合議事件	単独事件	合議率
平成28年	7,232	151,003	4.6%
平成29年	7,542	148,679	4.8%
平成30年	7,757	140,655	5.2%
令和元年	7,963	132,656	5.7%
令和2年	6,876	124,272	5.2%
令和3年	8,109	140,374	5.5%
令和4年	7,714	133,494	5.5%
令和5年	7,817	139,100	5.3%
令和6年	7,069	141,512	4.8%
令和7年	7,076	145,909	4.6%

※ 令和7年の数値は、速報値である。
※ 対象事件は、地裁民事第一審訴訟事件のほか、家裁における第一審（人事訴訟等・平成16年から）を含む。

民事事件におけるウェブ会議の実施件数（手続類型別）

	口頭弁論	弁論準備	書面による準備手続	和解	労働審判	その他	労働審判を除いた小計	総　計		
令和3年1月		1156	4794		56	255	6205	6261		
2月		1459	6306		60	327	8092	8152		
3月		2070	9480		88	440	11990	12078		
4月		1810	8971		51	252	11033	11084		
5月		1740	8711		56	333	10784	10840		
6月		2174	11503		66	400	14077	14143		
7月		2511	12626		70	403	15540	15610		
8月		1676	8372		34	305	10353	10387		
9月		2782	14419		58	502	17703	17761		
10月		2563	14603		62	553	17719	17781		
11月		2655	14176		76	531	17362	17438		
12月		2727	14977		55	512	18216	18271	うち地裁支部	
令和4年1月		2100	12371		46	452	14923	14969		
2月		2355	13824		57	530	16709	16766	(5)	
3月		2970	17849		87	580	21399	21486	(26)	
4月		2374	15898		71	398	18670	18741	(33)	
5月		2171	15071		51	386	17628	17679	(336)	
6月		2711	19498		74	452	22661	22735	(1629)	
7月		2779	19749		88	559	23087	23175	(2916)	
8月		1891	14068		46	426	16385	16431	(2790)	
9月		3195	23707		62	650	27552	27614	(5019)	うち高裁
10月		3015	23487		60	670	27172	27232	(5305)	
11月		2950	22803		53	786	26539	26592	(5463)	(159)
12月		3159	23612		53	1013	27784	27837	(5756)	(334)
令和5年1月		2569	19666		47	858	23093	23140	(5135)	(318)
2月		2738	21578		39	1018	25334	25373	(5537)	(385)
3月		10898	18850	1570	81	628	31946	32027	(7021)	(621)
4月		13020	14327	1075	61	553	28975	29036	(6651)	(589)
5月		14271	11367	1114	41	563	27315	27356	(6434)	(686)
6月		17894	11868	1528	87	607	31897	31984	(7790)	(863)
7月		18177	11221	1786	69	594	31778	31847	(7459)	(991)
8月		12867	6739	1120	58	318	21044	21102	(5408)	(649)
9月		21460	10770	1756	75	595	34581	34656	(8403)	(940)
10月		21020	9558	2041	73	515	33134	33207	(7957)	(974)
11月		21178	9066	1951	66	530	32725	32791	(8094)	(932)
12月		21559	8452	2058	88	574	32643	32731	(8297)	(919)
令和6年1月		18438	6893	1487	63	504	27322	27385	(6922)	(657) (309)
2月		22290	7761	1934	74	597	32582	32656	(7962)	(874) (619)
3月	546	24504	8162	2049	85	658	35919	36004	(8642)	(1027) (1013)
4月	839	23391	6910	1326	65	560	33026	33091	(8184)	(939) (1386)
5月	1676	25027	7136	1572	57	638	36049	36106	(8844)	(1226) (1741)
6月	2017	25107	6900	1826	78	601	36451	36529	(8791)	(1333) (2146)
7月	2892	28114	7251	2297	95	730	41284	41379	(9955)	(1707) (2800)
8月	2154	18568	4648	1362	39	385	27117	27156	(6777)	(920) (2093)
9月	4226	29608	7440	2154	81	701	44129	44210	(10797)	(1598) (3799)
10月	4734	31561	7889	2604	75	774	47562	47637	(11416)	(1725) (4672)
11月	4700	28686	6947	2507	86	695	43535	43621	(10370)	(1555) (4645)
12月	5052	29003	6792	2754	101	769	44370	44471	(10472)	(1457) (4733)
令和7年1月	5365	24874	6033	1761	72	640	38673	38745	(9249)	(1169) (4785)
2月	5854	25999	6201	2281	80	697	41032	41112	(9613)	(1385) (5235)
3月	6337	29452	6800	2536	105	850	45975	46080	(10850)	(1454) (5442)
4月	6973	26851	6245	1697	62	786	42552	42614	(10150)	(1414) (6206)
5月	8637	28064	6560	2058	55	840	46159	46214	(10673)	(1932) (7273)
6月	9124	29098	6628	2700	71	949	48499	48570	(10839)	(2271) (8036)
7月	10723	31258	7464	2995	81	1082	53522	53603	(11943)	(2619) (9461)
8月	6602	19294	4211	1692	42	518	32317	32359	(7513)	(1251) (5631)
9月	12027	32706	7901	2722	68	953	56309	56377	(12391)	(2230) (10177)
10月	12727	33557	8002	3102	86	939	58327	58413	(12842)	(2379) (11115)
11月	11326	28502	6713	2719	98	827	50087	50185	(10910)	(1881) (9814)
12月	11937	31490	7307	3164	100	966	54864	54964	(11994)	(1823) (10356)
合計	136468	880086	669131	69298	4084	36727	1791710	1795794	(351563)	(46186) (123487)

（令和8年1月13日時点で報告された件数（速報値））

家事事件手続等におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	家事調停手続	家事審判手続	人事訴訟手続		合計
				口頭弁論	
令和３年12月	29	—	—	—	29
令和４年１月	60	—	—	—	60
２月	93	—	—	—	93
３月	142	—	—	—	142
４月	140	—	—	—	140
５月	127	—	—	—	127
６月	200	—	—	—	200
７月	201	—	—	—	201
８月	172	—	—	—	172
９月	264	—	—	—	264
１０月	297	—	—	—	297
１１月	429	—	—	—	429
１２月	456	—	—	—	456
令和５年１月	519	—	—	—	519
２月	603	—	—	—	603
３月	682	—	—	—	682
４月	670	—	—	—	670
５月	696	—	—	—	696
６月	819	—	—	—	819
７月	792	—	—	—	792
８月	661	—	—	—	661
９月	995	—	—	—	995
１０月	999	—	—	—	999
１１月	1034	—	—	—	1034
１２月	1107	39	389	—	1535
令和６年１月	1227	108	1223	—	2558
２月	1388	182	1831	—	3401
３月	1432	222	2191	—	3845
４月	1561	241	2434	—	4236
５月	1900	267	2581	—	4748
６月	2043	339	2808	—	5190
７月	2642	399	3224	—	6265
８月	1898	278	2097	—	4273
９月	3296	464	3320	—	7080
１０月	3785	521	3660	—	7966
１１月	3746	539	3292	—	7577
１２月	3818	542	3216	—	7576
令和７年１月	3946	466	2956	—	7368
２月	4259	511	3161	—	7931
３月	4420	607	3597	62	8624
４月	4850	536	3530	43	8916
５月	5421	604	3587	83	9612
６月	6021	640	3842	83	10503
７月	6584	742	4406	136	11732
８月	4334	493	2726	83	7553
９月	7216	805	4558	135	12579
１０月	7745	839	4736	141	13320
１１月	6567	763	3979	139	11309
１２月	7299	863	4291	189	12453
令和８年１月	7106	760	3691	157	11557
合計	116691	12770		81326	210787

（令和８年２月１８日時点で報告された件数（速報値））

【補足説明】

○ 件数は、期日等を基準にカウントしている。

○ ウェブ会議の件数は、手続の別（期日、事実上の打合せ等）を問わずカウントしている。

家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	婚姻関係事件	子の監護事件	遺産分割事件	その他	合計
令和３年12月	19	5	4	1	29
令和４年１月	40	12	5	3	60
２月	67	16	6	4	93
３月	93	24	19	6	142
４月	88	31	15	6	140
５月	82	26	15	4	127
６月	136	34	21	9	200
７月	124	41	24	12	201
８月	99	34	28	11	172
９月	159	57	36	12	264
１０月	177	52	48	20	297
１１月	274	74	60	21	429
１２月	259	96	77	24	456
令和５年１月	306	90	100	23	519
２月	359	106	111	27	603
３月	392	113	143	34	682
４月	375	129	132	34	670
５月	407	112	141	36	696
６月	459	146	169	45	819
７月	442	118	191	41	792
８月	381	102	151	27	661
９月	524	176	236	59	995
１０月	530	156	253	60	999
１１月	542	162	265	65	1034
１２月	563	191	285	68	1107
令和６年１月	609	214	321	83	1227
２月	676	228	360	124	1388
３月	645	244	385	158	1432
４月	732	271	403	155	1561
５月	938	300	499	163	1900
６月	964	374	519	172	2029
合計	11461	3734	5022	1507	21724

（令和６年７月１７日時点で報告された件数（速報値））

【補足説明】

○各事件類型の具体的範囲は、次のとおり。
・「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助（令和４年２月分までは「その他」として集計）、婚姻費用分担（生活費又は婚姻中の養育費を含む。）、夫婦関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切である。
・「子の監護事件」とは、家事事件手続法別表第二の３項に掲げる事項のうち、子の養育費請求、親子交流（面会交流）、子の引渡し、監護者の指定事件及び同法別表第二の１０項に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求（令和４年２月分までは「その他」として集計）事件である。
・「遺産分割事件」とは、家事事件手続法別表第二の１２項に掲げる遺産の分割に関する事件である。
・「その他」は上記の各事件以外の事件を対象とする。
○複数の事件が関連事件として同時にウェブ会議によって実施された場合は、最初に申し立てられた事件の事件番号を基準に事件類型を計上している。
○件数は、期日等を基準にカウントしている（例：α事件が３月３日と３月２９日にそれぞれウェブ会議を実施した場合は２件とカウントする。）。
○ウェブ会議の件数は、手続の別（期日、事実上の打合せ等）を問わず計上している。
○令和６年７月以降の各事件類型別の数値は把握していない。

裁判所予算額及びその内訳

（単位：千円）

年度	国の予算額	裁判所予算額	国の予算に対する割合（%）	裁判所予算額内訳			
				人件費	裁判費	施設費	その他
平成２９	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	18,917,371	15,871,546	16,304,049
平成３０	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	19,050,740	15,392,321	16,190,008
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	19,764,433	17,480,346	17,257,288
令和２	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	19,716,454	17,024,474	17,453,640
令和３	106,609,707,875	325,367,912	0.305	273,321,100	20,250,432	14,624,474	17,171,906
令和４	107,596,424,558	322,813,550	0.300	269,821,456	19,574,076	14,556,658	18,861,360
令和５	114,381,235,569	322,216,780	0.282	263,102,547	24,844,232	14,631,096	19,638,905
令和６	112,571,688,422	330,979,009	0.294	271,153,142	23,962,226	14,638,503	21,225,138
令和７	115,541,501,128	335,192,439	0.290	271,102,796	26,360,901	14,000,777	23,727,965
令和８	122,309,247,035	349,473,805	0.286	279,554,816	32,929,554	12,010,573	24,978,862

裁判関係一覧表

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
民事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円	手当 16,200円
調停官	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円	手当 32,000円
専門委員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,400円	手当 22,600円	手当 23,200円
労働審判員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,400円	手当 22,600円	手当 23,200円
司法委員	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,760円	日当 5,820円	日当 5,990円
鑑定委員	日当 6,060円	日当 6,060円	日当 6,080円	日当 6,140円	日当 6,310円
国選弁護人	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,140円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,200円	報酬 標準額(地裁) 85,100円 日当 4,340円
証人、参考人	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,050円	日当 4,100円	日当 4,230円
鑑定人、通訳人	報酬 単価の定めなし 日当 4,110円	報酬 単価の定めなし 日当 4,110円	報酬 単価の定めなし 日当 4,140円	報酬 単価の定めなし 日当 4,200円	報酬 単価の定めなし 日当 4,340円
精神保健審判員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円	手当 32,000円
精神保健参与員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円	手当 16,200円
国選付添人	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,110円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,140円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,200円	報酬 標準額(地裁) 110,700円 日当 4,340円
家事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円	手当 16,200円
参与員	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,760円	日当 5,820円	日当 5,990円
立会人	日当 5,400円	日当 5,400円	日当 5,420円	日当 5,470円	日当 5,620円
検察審査員	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 6,000円	日当(関与者) 6,080円	日当(関与者) 6,270円
補充員	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,050円	日当(不関与者) 4,100円	日当(不関与者) 4,230円
証人	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,050円	日当 4,100円	日当 4,230円
専門的助言者	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円	日当 4,340円
裁判員 補充裁判員	日当 10,050円	日当 10,050円	日当 10,100円	日当 10,200円	日当 10,500円
選任予定裁判員 裁判員候補者	日当 5,230円	日当 5,230円	日当 5,270円	日当 5,330円	日当 5,490円
審査補助員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円	手当 32,000円
指定弁護士	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円

電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算

1　裁判事務

裁判事務における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和８年度の予算総額は、約７，９２５百万円となっている。

(1)　裁判事務処理システム

民事及び刑事裁判手続並びに家事手続全般についてシステム化し、事件情報の共有による事務処理及び事件進行管理の合理化や効率化を図るものである。旧裁判事務処理システムは、民事事件を対象とする部分については平成１２年度から、刑事事件を対象とする部分については平成１３年度から順次、地方裁判所に導入してきたが、平成１７年度から、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について、抜本的に見直した上で新システムの開発を行った。民事事件を対象とする部分については、平成１９年度にシステム試験等を経て運用を開始し、平成２６年度から平成２７年度にかけて家事事件についても利用できるよう改修及び導入展開を行い、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所全庁において運用してきたが、令和６年度にｅ事件管理システムが運用を開始したことに伴い、全庁で稼働を終了した。他方、刑事事件を対象とする部分については、平成２２年度にシステム試験等を経て運用を開始し、現在は地方裁判所全庁において運用中である。

(2)　民事執行事件処理システム

不動産等執行事件の各種データをシステム上で管理することにより、事件検索、物件検索、進行管理、各種帳票作成等を行い、不動産等執行事件の事務処理全般について、効率化、迅速化を図るものである。旧システムは平成１４年度から全国で導入、運用していたが、セキュリティ強化や職員負担の軽減を図るため、センターサーバ方式の新システムを平成２５年度から平成２６年度にかけて開発した。新システムへの移行は平成２７年度から順次行われ、平成２８年度に完了し、現在全国で運用中である。

(3)　裁判員候補者名簿管理システム

全国６０か所の裁判員裁判取扱庁で利用することを目的として開発したシステムで、裁判員候補者名簿を調製、管理したり、裁判員をくじで選任するなど、裁判員等の選任手続管理業務を効率的に処理するための機能が実装されている。平成２１年１月から本格稼動した。

(4)　裁判統計データ処理システム

下級裁判所における統計報告から最高裁判所におけるデータの集約・管理等の統計業務全般をシステム化することで国民への正確な統計データの迅速かつ円滑な提供を図るものである。

(5)　裁判事務支援システム

少年事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件並びに高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の各種データをセキュリティの確保されたシステム上で管理し、事件検索、当事者検索、期日検索等の機能を共通して利用することにより、これら事件の事務処理全般について効率化、迅速化を図るものである。少年事件に相当する部分については平成３０

年度に開発を、翌令和元年度に導入を完了し、簡易裁判所の民事事件及び督促事件、高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件に相当する部分については令和元年度に開発を、翌令和２年度から令和３年度にかけて導入を完了し、いずれも全国で運用中である。なお、簡易裁判所の民事事件及び督促事件部分については、令和６年度にｅ事件管理システムが運用を開始したことに伴い、全国の簡易裁判所で稼働を終了した。

(6)　裁判手続のデジタル化

ア　民事訴訟手続のデジタル化

内閣官房に設置された「裁判手続等のＩＴ化検討会」の平成３０年３月３０日付け報告書の内容等も踏まえて、民事訴訟手続のデジタル化の取組を進めており、令和２年２月から順次、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議等のツールを活用した争点整理の運用を進め、令和４年１１月以降は全ての高等裁判所及び地方裁判所（いずれも本庁及び支部を含む。）で同運用を実施しており令和６年１月からは簡易裁判所においても運用を開始した。また、民事訴訟法１３２条の１０等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム）を開発し、関連する最高裁判所規則を制定した。同システムについては、現在、全ての高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所で運用している。

なお、民事訴訟手続のデジタル化に向けたシステム面の検討については、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想の検討を進めているところ、この全面デジタル化実現に向けた環境整備を段階的に進めていくために、令和４年４月から、法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのｅ事件管理システムの開発（第１次開発）を行い、令和６年度に最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の全庁で運用を開始した。また、令和４年５月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による民事訴訟法の改正に対応するため、令和５年４月から、民事訴訟手続全体のデジタル化（電子提出の一般化や電子記録の閲覧、裁判所による電子記録の管理等）に向けた開発（第２次開発）を行っているところである。

イ　刑事手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第３９号）が令和７年５月１６日に成立し、同月２３日に公布されたことにより、最高裁判所において、刑事手続における書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、手続に応じた非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に対応するための検討を進めているところである。

最高裁においては、関係機関との協議を重ねつつ、令和５年度に民間業者の技術支援のもと、要件定義を行い、令和６年度からは具体的なシステム開発を進めている。

ウ　民事非訟事件手続・家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化について、令和４年５月１８日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律において、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律や、ウェブ会議による期日において離婚等の和解や調停の成立を可能とする規律が導入され、これらの規律は令和７年３月１日から施行等された。

現行法下におけるウェブ会議の利用について、家事調停手続、家事審判手続、人事

訴訟手続及び家裁調査官の調査のいずれについても、既に全国的に運用が開始されている。

また、各手続におけるオンライン提出、事件記録の電子化等については、令和５年６月に、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したため、要件定義作業を行い、令和７年度からシステム開発を開始している。

2　司法行政事務等

司法行政事務等における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、この令和８年度の予算総額は、約１５百万円となっている。

・　検察審査員候補者名簿管理システム

検察審査員候補者の各種データをシステム上で管理することにより、名簿管理、資格審査、選定、各種帳票作成等、検察審査員等の選定事務処理について効率化、迅速化するものであり、平成２０年度に全国の地方裁判所本庁所在地の検察審査会事務局（複数あるときは第一）及び裁判員裁判取扱支部所在地の検察審査会事務局に導入し、運用中である。

3　ネットワーク化

ネットワーク化の進展状況は、以下のとおりであり、令和８年度の予算総額は、約１３，８５８百万円となっている。

(1)　司法情報通信システム

全国に組織機構を展開する裁判所において、各種裁判情報の共有、司法行政事務の効率化を図るための裁判所間の情報通信ネットワーク基盤である。裁判所内にＬＡＮを構築するとともに、全国の裁判所に設置した通信端末を通信回線により接続し、最高裁判所の各種データベースへのアクセスを可能とするほか、各種業務システムの電算機処理システムの通信基盤となっている。

(2)　外部通信ネットワーク

裁判所の情報システムが保有する情報には、高度な秘匿性が求められるものが含まれており、その情報が漏えいするといったセキュリティ上のリスクを回避するため、安全にインターネットアクセスが可能となるウェブセキュリティサービスを利用している。

(3)　最高裁判所汎用受付等システム

財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「ＲＥＰＳ」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステムや保管金事務処理システムとＲＥＰＳとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督促手続オンラインシステムを利用した申立てに係る手数料等の電子納付や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

(4)　保管金事務処理システム

ＲＥＰＳ等と連携して、裁判所が取り扱う保管金の電子処理を可能にするシステムである。事件当事者等の利便性の大幅な向上と、事務処理の迅速化及び効率化を図るものであり、これまでに全ての裁判所に導入し、運用を行っている。

(5)　督促手続オンラインシステム

簡易裁判所に対し書面で申し立てられている支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについてインターネットを利用した申立てを可能とし、手続全体をオンライン化し、申立人の利用の便を図るとともに、裁判所の業務を集中的に処理するシステムである。平成１８年度から本格稼動を開始し、平成２２年１１月に全国での利用が可能となった。

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

予算額とその内訳　（単位：百万円）

※ いずれも当初予算額

1 裁判員等の日当・旅費

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
772	745	668	665	660	643	639	639	642	593	639

2 その他裁判員制度施行準備・運営経費

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1,033	938	932	1,049	1,004	1,190	947	876	820	683	624

（主な経費）

H28		
広報経費		22
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費		39
裁判員候補者通知発送委託費		41
アンケート等選任手続検証経費		8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		357
裁判員量刑検索データ整備経費		16
音声認識システム整備経費		102
法廷等IT機器整備等経費		209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		4
H29		
広報経費		22
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	7
	各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費		41
裁判員候補者通知発送委託費		38
アンケート等選任手続検証経費		8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		162
裁判員量刑検索データ整備経費		142
音声認識システム整備経費		102
法廷等IT機器整備等経費		209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		4
H30		
広報経費		20
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費		26
裁判員候補者通知発送委託費		38
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		157
裁判員量刑検索データ整備経費		42
音声認識システム整備経費		240
法廷等IT機器整備等経費		187
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		4
R1		
広報経費		69
	インターネット関連広報経費	54
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	10
コールセンター業務委託費		26
裁判員候補者通知発送委託費		39
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		174
裁判員量刑検索データ整備経費		11
音声認識システム整備経費		230
法廷等IT機器整備等経費		266
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2

R2		
広報経費		17
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費		25
裁判員候補者通知発送委託費		48
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		277
裁判員量刑検索データ整備経費		28
音声認識システム整備経費		91
法廷等IT機器整備等経費		291
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R3		
広報経費		15
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	3
	各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		60
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		448
裁判員量刑検索データ整備経費		37
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R4		
広報経費		11
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	1
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		52
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		248
裁判員量刑検索データ整備経費		14
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R5		
広報経費		11
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		52
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		207
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R6		
広報経費		11
	インターネット関連広報経費	8
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		41
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		195
裁判員量刑検索データ整備経費		56
音声認識システム整備経費		69
法廷等IT機器整備等経費		246
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R7		
広報経費		8
	インターネット関連広報経費	5
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		20
裁判員候補者通知発送委託費		46
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		207
裁判員量刑検索データ整備経費		46
音声認識システム整備経費		0
法廷等IT機器整備等経費		167
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R8		
広報経費		2
	インターネット関連広報経費	0
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	2
コールセンター業務委託費		22
裁判員候補者通知発送委託費		47
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		193
裁判員量刑検索データ整備経費		6
音声認識システム整備経費		0
法廷等IT機器整備等経費		175
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		3

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

執行額とその内訳　（単位：百万円）

※ 他の経費と合わせて執行しているため支出額の算出が困難なものを除く

1 裁判員等日当旅費

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
630	625	635	562	585	582	531	565	598

2 その他裁判員制度施行準備・運営経費

（主な経費）

H28		
広報経費		20
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費		23
裁判員候補者通知発送委託費		33
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		354
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		102
法廷等IT機器整備等経費		212
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
H29		
広報経費		19
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	4
	各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費		20
裁判員候補者通知発送委託費		34
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		167
裁判員量刑検索データ整備経費		82
音声認識システム整備経費		102
法廷等IT機器整備等経費		209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
H30		
広報経費		20
	インターネット関連広報経費	14
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費		19
裁判員候補者通知発送委託費		48
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		161
裁判員量刑検索データ整備経費		29
音声認識システム整備経費		246
法廷等IT機器整備等経費		179
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
R1		
広報経費		47
	インターネット関連広報経費	40
	広報用ツール経費	4
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		16
裁判員候補者通知発送委託費		52
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		181
裁判員量刑検索データ整備経費		9
音声認識システム整備経費		166
法廷等IT機器整備等経費		142
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1

R2		
広報経費		14
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	3
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		16
裁判員候補者通知発送委託費		45
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		278
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
R3		
広報経費		9
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	1
	各種説明会等経費	2
コールセンター業務委託費		17
裁判員候補者通知発送委託費		39
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		319
裁判員量刑検索データ整備経費		35
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
R4		
広報経費		10
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		16
裁判員候補者通知発送委託費		40
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		245
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R5		
広報経費		10
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		13
裁判員候補者通知発送委託費		33
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		196
裁判員量刑検索データ整備経費		8
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R6		
広報経費		12
	インターネット関連広報経費	9
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		22
裁判員候補者通知発送委託費		28
アンケート等選任手続検証経費		1
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		168
裁判員量刑検索データ整備経費		35
音声認識システム整備経費		69
法廷等IT機器整備等経費		254
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2

（別紙）

102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年１年間における対処状況について（令和８年２月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和７年４月10日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。	一部措置済み（令和７年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を２年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第８条第１項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところである。 また、専門的知見その他必要な知識・技法の習得及び力量の向上のため、争点整理、合議等の審理の在り方や専門的な知見を要する分野等について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきたところであり、引き続き、充実した研修の実施に努めたい。
二　裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	検討中	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにす

		る予定である。
三　当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際し、これまでに付されてき附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。	検討中	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四　現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	法曹志望者の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
五　裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で、裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。	一部措置済み （令和８年）	裁判所としては、裁判手続等のデジタル化に伴って合理化・効率化される事務処理の在り方などについて検討を進めているところであり、引き続き裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたい。また、裁判官以外の裁判所職員に関しては、実際の超過勤務の把握に努め、適切な労働環境を整えてきたところであるが、これに加えて、最高裁では令和７年１月から、下級裁では令和８年１月から勤務時間を管理するシステムを導入したところである。
六　両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。	一部措置済み （令和７年）	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向や事務処理状況等を踏まえながら、家庭裁判所における必要な態勢整備を進めており、父母間の葛藤、子の利益や安全等に係る専門性の向上を図るべく、裁判官をはじめとする裁判所職員に対して講演や共同研究を繰り返し行うなど、研修の充実を図るとともに、子が緊張することなく安心して家庭裁判所調査官との面接や親子交流の試行に臨むことができるようにするための調査環境を整備したところである。家庭裁判所に期待される役割を適切に果たせるよう、引き続き家庭裁判所の人的・物的態勢の整備を進めてまいりたい。

七　裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み（令和７年）	裁判所としては、全ての職員が心身ともに健康的に働き続けることができるよう、健康診断や面接指導、ストレスチェックを実施しているほか、カウンセラーによる相談態勢の整備や健康に関する知識付与等にも取り組んでいる。 また、職員の育児・介護等にかかる状況を把握するとともに、両立支援制度を周知、説明し、育児・介護に伴う休暇・休業等の計画的な取得を促すなど、育児・介護と仕事の両立支援制度の取得促進を図っている。
八　国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。	検討中	裁判所としては、人口動態、交通事情の変化、裁判所で取り扱う事件数の動向等を考慮の上、裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえ、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和７年５月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配意するとともに、本法施行後三年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。		
二　検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮すること。	一部措置済み（令和７年）	ビデオリンク方式による勾留質問に係る改正の趣旨及び内容について、各裁判所に周知するとともに、裁判官を含む裁判所職員同士で議論・協議する場を設けた。 今後も、ビデオリンク方式に係る規定の施行に向け、適切な実施に向けた準備を裁判所全体で進める予定である。
三　ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。	一部措置済み（令和７年）	ビデオリンク方式による証人尋問等に係る改正の趣旨及び内容について、各裁判所に周知するとともに、裁判官を含む裁判所職員同士で議論・協議する場を設けた。 今後も、ビデオリンク方式による証人尋問等に係る規定の施行に向け、適切な実施に向けた準備を裁判所全体で進める予定である。
四　電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係	一部措置済み（令和７年）	電磁的記録提供命令に係る改正の趣旨及び内容について、各裁判所に周知するとともに、適切な令状審査に向けて裁判官を含む裁判所職員同士で議論・協議する場を設けた。 今後も、電磁的記録提供命令に係る規定の施行に向け、適切な実施に向けた準備を裁判所全体で進める予定である。

者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。		
五　電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。	一部措置済み （令和７年）	同上。
六　電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。	一部措置済み （令和７年）	同上。
七　電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。		
八　検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。		
九　捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。		
十　捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。		
十一　オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。	一部措置済み （令和７年）	オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等に係る改正の趣旨及び内容について、各裁判所に周知するとともに、適切な手続の実現に向けて裁判官を含む裁判所職員同士で議

		論・協議する場を設けた。 　今後も、オンライン申立て等に係る規定の施行に向け、適切な実施に向けた準備を裁判所全体で進める予定である。
十二　電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、ＳＮＳへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること	措置済み（令和７年）	電磁的記録文書等偽造罪に係る改正の趣旨及び内容について、各裁判所に周知した。
十三　改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。	検討中	改正法の施行に向けて、現在、関係者と協議を重ねながらシステムの開発を進めているところである。開発に当たっては、成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のための必要な措置、システム障害時にも継続可能な体制の整備に十分留意している。 　また、裁判所職員に対しては必要な研修・導入準備を確保する、運用上の留意点や工夫例を周知するなどしてデジタルリテラシーの向上につなげる。
十四　刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。	検討中	裁判所としては、刑事手続のデジタル化に向けて検討を進めているところであり、引き続き必要な人的・物的態勢の整備及び予算の確保に努めてまいりたい。
十五　今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。	検討中	システムの開発については、改正法の施行状況を踏まえた段階的なものとしている。また、裁判所として、更なるデジタル化の進展に伴う刑事手続の一層の効率化を不断に検討し、その結果判明した課題やあい路を関係者と共有するなどして所要の措置を講じられるようデジタル化の取組を進めている。
十六　政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとすること。		

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律案に対する附帯決議（令和７年５月 22 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。		
二　仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。		
三　先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。	措置済み（令和７年度）	裁判所ウェブサイトを改修し、これまでは別々のサイトに掲載されていた最高裁判例等と知財高裁判例を統合し、これらの判例を一元的に検索・閲覧できるようにするとともに、判例検索条件設定時にプルダウン方式を新たに採用するなどして、裁判所ウェブサイトで判例を検索・閲覧する利用者の利便性を向上させた。
四　附則第五条に基づく五年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。		

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
（令和７年５月 29 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ、未払賃金立替払制度の実効性確保に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ＩＬＯ第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。		
二　動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。		
三　本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。	検討中	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、裁判手続の新設等が行われたことに伴い、両法の施行に向け、最高裁判所規則の整備・改正等の検討を進めている。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和６年４月４日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。	一部措置済み（令和６年、令和７年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を２年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第８条第１項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところである。 また、専門的知見その他必要な知識・技法の習得及び力量の向上のため、争点整理、合議等の審理の在り方や専門的な知見を要する分野等について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきたところであり、引き続き、充実した研修の実施に努めたい。
二　裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	検討中	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三　令和二年四月十六日、令和三年四月六日及び令和五年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に	検討中	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努め

努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。		るとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四　現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み（令和７年）	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、法務委員会において答弁済みであり、引き続き、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五　裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。	一部措置済み（令和７年、令和８年）	裁判所としては、裁判手続等のデジタル化に伴って合理化・効率化される事務処理の在り方などについて検討を進めているところであり、引き続き裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたい。また、裁判官以外の裁判所職員に関しては、実際の超過勤務の把握に努め、適切な労働環境を整えてきたところであるが、これに加えて、最高裁では令和７年１月から、下級裁では令和８年１月から勤務時間を管理するシステムを導入したところである。
六　両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。	一部措置済み（令和７年）	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向や事務処理状況等を踏まえながら、家庭裁判所に期待される役割を適切に果たせるよう、令和７年度において、家庭裁判所調査官の増員をした。また、父母間の葛藤、子の利益や安全等に係る専門性の向上を図るべく、裁判官をはじめとする裁判所職員に対して講演や共同研究を繰り返し行うなど、研修の充実を図るとともに、子が緊張することなく安心して家庭裁判所調査官との面接や親子交流の試行に臨むことができるようにするための調査環境を整備した。引き続き家庭裁判所の人的・物的態勢の整備を進めてまいりたい。
七　裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み（令和６年、令和７年）	裁判所としては、全ての職員が心身ともに健康的に働き続けることができるよう、健康診断や面接指導、ストレスチェックを実施しているほか、カウンセラーによる相談態勢

		の整備や健康に関する知識付与等にも取り組んでいる。 　また、職員の育児・介護等にかかる状況を把握するとともに、両立支援制度を周知、説明し、育児・介護に伴う休暇・休業等の計画的な取得を促すなど、育児・介護と仕事の両立支援制度の取得促進を図っている。
八　地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。	検討中	裁判所としては、人口動態、交通事情の変化、裁判所で取り扱う事件数の動向等を考慮の上、裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえ、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和６年５月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
二　法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とすることへの懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のＤＶ・虐待の取扱いについての対応、⑤ＤＶ・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとすること。	一部措置済み（令和６年度、令和７年度）	裁判官等に対し、改正の内容等の周知をしたことに加え、法務省の立法担当者による改正法についての講演を実施し、当該講演の動画を配信したほか、改正法の趣旨・内容について理解を深める裁判官の研究会を繰り返し実施するなどして、立法時の議論や改正の趣旨等について周知した。また、関係府省庁において作成された改正法の解説資料等を裁判官等に周知した。今後も、改正の内容等の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
六　父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。	一部措置済み（令和６年度、令和７年度）	これまでも子の養育をめぐる事件の審理に当たり、子の監護の安全や安心への配慮等を含めた適切な審理運営について様々な研究会や研修を実施してきたところ、令和６年度及び令和７年度においても、裁判官を対象として、子の監護養育をめぐる事件におけるＤＶ及び児童虐待についての共同研究や、外国における別居・離婚後の親権、児童虐待・ＤＶへの法的対応、ＤＶが子に与える影響、子の意見表明・手続代理等についての講義を内容とする研究会を実施したほか、子の権利利益を保護する観点も含め、改正法の趣旨・内容について理解を深める研究会を繰り返し実施した。また、家庭裁判所調査官を対象として、安全をはじめとする子のニーズに着目した子の監護者指定等をめぐる事件の調査事務や、ＤＶ・虐待、子の意向・心情等を含む考慮要素の整理を踏まえた親子交流をめぐる事件の調査事務、ＤＶ及び児童虐待を含む夫婦間紛争が子の精神発達に及ぼす影響についての研修、紛争下での父母の養育関与と子の利益に関する行動科学の知見の整理をテーマとする研究等を行っている。改正法の施行後も、その運用状

		況も踏まえた形で、このような研修等を更に充実・強化していく予定である。
九　改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びＤＶ・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、ＤＶ・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。	一部措置済み（令和７年）	裁判所としては、事件動向や事務処理状況のほか、改正法の各規定の趣旨・内容を踏まえた適切な審理運用の在り方や改正法が各家庭裁判所における事件処理に与える影響等も踏まえながら、家庭裁判所に期待される役割を適切に果たせるよう、令和７年度においては、家庭裁判所調査官の増員を行った。また、令和７年３月からのウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上を図ったほか、ＤＶ・虐待に関する専門性の向上を図るべく、裁判官をはじめとする裁判所職員に対して講演や共同研究を繰り返し行うなど、研修の充実を図るとともに、子が緊張することなく安心して家庭裁判所調査官との面接や親子交流の試行に臨むことができるよう調査に必要な備品を整備するなど、家庭裁判所調査官の調査環境を整備した。引き続き家庭裁判所の人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。
十二　親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、ＤＶ及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。	一部措置済み（令和６年度、令和７年度）	これまでも子の養育をめぐる事件の審理に当たり、子の監護の安全や安心への配慮等を含めた適切な審理運営について様々な研究会や研修を実施してきたところ、令和６年度及び令和７年度においても、裁判官を対象として、子の監護養育をめぐる事件におけるＤＶ及び児童虐待についての共同研究や、外国における別居・離婚後の親権、児童虐待・ＤＶへの法的対応、ＤＶが子に与える影響、子の意見表明・手続代理等についての講義を内容とする研究会を実施したほか、子の権利利益を保護する観点も含め、改正法の趣旨・内容について理解を深める研究会を繰り返し実施した。また、家庭裁判所調査官を対象として、安全をはじめとする子のニーズに着目した子の監護者指定等をめぐる事件の調査事務や、ＤＶ・虐待、子の意向・心情等を含む考慮要素の整理を踏まえた親

		子交流をめぐる事件の調査事務、ＤＶ及び児童虐待を含む夫婦間紛争が子の精神発達に及ぼす影響についての研修、紛争下での父母の養育関与と子の利益に関する行動科学の知見の整理をテーマとする研究等を行っている。改正法の施行後も、その運用状況を踏まえた形で、このような研修等を更に充実・強化していく予定である。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年４月６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。	一部措置済み（令和５年、令和６年、令和７年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を２年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第８条第１項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところである。 また、専門的知見その他必要な知識・技法の習得及び力量の向上のため、争点整理、合議等の審理の在り方や専門的な知見を要する分野等について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきたところであり、引き続き、充実した研修の実施に努めたい。
二　裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	一部措置済み（令和６年）	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三　令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事	検討中	裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努め

補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		るとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四　現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み（令和６年、令和７年）	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、法務委員会において答弁済みであり、引き続き、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五　裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。	一部措置済み（令和５年、令和７年、令和８年）	裁判所としては、裁判手続等のデジタル化に伴って合理化・効率化される事務処理の在り方などについて検討を進めているところであり、引き続き裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたい。また、裁判官以外の裁判所職員に関しては、実際の超過勤務の把握に努め、適切な労働環境を整えてきたところであるが、これに加えて、最高裁では令和７年１月から、下級裁では令和８年１月から勤務時間を管理するシステムを導入したところである。
六　社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。	一部措置済み（令和７年）	令和５年５月に本件に関する調査報告書を公表し、将来にわたって記録の保存・廃棄の適切な運用を確保するため、同年１１月に、「事件記録等の特別保存に関する規則」を制定し、歴史的・社会的意義を有する記録を適切に特別保存に付す基本的な仕組みを構築した。同規則は令和６年１月３０日付けで施行され、施行に合わせて規則の運用の細目を定める通達を整備し、全国の裁判所において新規則等に基づく新運用を開始した。 また、国民の意見や公文書の管理等に関する知見等も取り込んだ仕組みとするため、 「記録の保存の在り方に関する委員会」を発足させ、令和７年末までに６回開催されている。 加えて、各裁判所で事件記録等が廃棄未了となっている事件にも新運用を遡及的に適用することとして各裁判所におい

		て新たな基準や認定プロセスに沿って特別保存に付する認定を行う遡及適用事務を行っているところである。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和５年４月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
三　裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。	検討中	裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、[redacted]の適切な措置を講じる予定である。 また、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるようにするという観点からは、[redacted]を検討しており、こうした検討に際しては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聴取していく予定である。
四　ＩＴ技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。	一部措置済み（令和６年度、令和７年度）	民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、民事執行の手続や破産手続等においても、当事者等がウェブ会議等の方法により手続に関与する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設するなどしたところであり、ウェブ会議に関する規定の施行に向けて、適切な運用が行われるように努めたい。 デジタル証拠の漏洩や改ざんを防止する方策としては、裁判所の情報処理組織について適切なセキュリティ水準を確保することができるよう、検討を進めているところである。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとすること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末の開発等について検討を行っている。
二　位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末を装着した被告人が所在禁止区域へ立ち入った場合の運用の在り方について検討を行っている。
三　保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないよう適切な措置を講ずること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、端末位置情報の閲覧に関する運用について検討を行っている。
四　位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末装着命令制度の運用状況の公表の在り方について検討を行っている。
五　位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要があると認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末装着命令制度の運用の在り方について検討を行っている。

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年５月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み（令和４年度、令和５年度、令和６年度、令和７年度）	裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を順次拡大したりしてきた。令和６年３月からは、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始している。 また、訴訟手続の完全電子化に向けて、必要な法廷機器を整備したほか、裁判所のウェブサイト上に、改正法の下での民事訴訟手続に関する説明資料・説明動画等を掲載している。 このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めている。
五　裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。	一部措置済み（令和７年度）	裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、[redacted]の適切な措置を講じている。 また、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるようにするという観点からは、[redacted]を検討している。
六　訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。	一部措置済み（令和７年	裁判所としては、電子化された記録の特性等を踏まえ、電子化に伴う記録の保存期間に関する新たな規程を作成し、電子化

	度）	後の事件記録の保存期間を１０年に延ばすなどした。また、民事事件の判決書の利活用に関しては、令和７年常会において「民事裁判情報の活用の促進に関する法律」が成立したところであり、最高裁として、民事裁判情報の提供に必要な措置を講ずるなど適切な協力をしていく。
八　口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。	一部措置済み（令和４年度、令和５年度、令和６年度、令和７年度）	民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、当事者等がウェブ会議等の方法により口頭弁論等の手続に参加する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設しており、令和６年３月に開始されたウェブ会議を用いた口頭弁論の下においては、こうした規定に基づき、適切な運用が行われている。
十　訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。	一部措置済み（令和５年、令和６年、令和７年）	裁判所としては、訴訟手続の電子化に向けて検討を進めているところであり、令和５年度、令和６年度に引き続き、令和７年度においても、裁判手続等のデジタル化を推進するために裁判所事務官の増員等を行い、必要な予算も確保したところである。引き続き必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めてまいりたい。
十一　民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	（最高裁判所）法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続がデジタル化されること等に伴う課題・対応策について、必要な検討を進めている。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年４月６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一　民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。	一部措置済み（令和３年、令和４年、令和５年、令和６年、令和７年）	裁判所としては、第一審の訴訟手続を２年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第８条第１項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和７年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。
二　裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	一部措置済み（令和６年）	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
四　現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み（令和４年、令和６年、令和７年）	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、法務委員会において答弁済みであり、引き続き、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。

六　離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み（令和３年、令和４年、令和５年、令和６年、令和７年）	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。